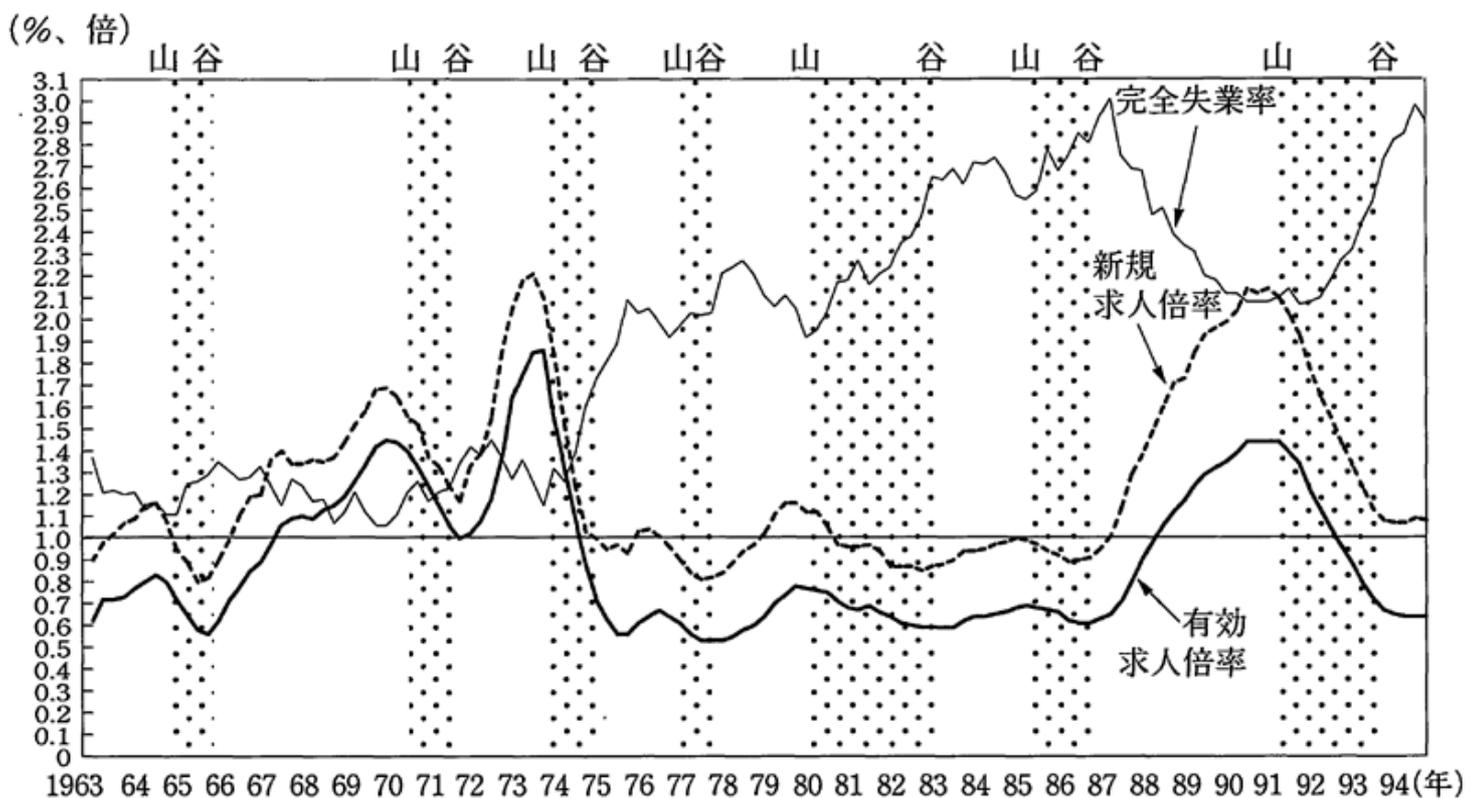


第I部 平成6年労働経済の推移と特徴
 第1章 雇用・失業の動向

1991年(平成3年)から景気後退が続いていた日本の経済は、1993年10月を谷として緩やかな景気回復過程に入った。しかし、1994年に入っても完全失業率はなお上昇を続け、求人倍率は低下に歯止めがかかったものの、なお低い水準にとどまるなど、雇用情勢は厳しい状況で推移した(第1図)。この章では、1994年の雇用・失業の動向について、景気回復1年目としては従来に比べその改善が緩慢なものにとどまったという点に焦点を当てながら、その動きを概観する。

第1図 完全失業率,求人倍率の推移

第1図 完全失業率、求人倍率の推移 (季節調整値)



資料出所 労働省「職業安定業務統計」、総務庁統計局「労働力調査」

(注) 上図は四半記ごとの数値であり、完全失業率は労働省労働経済課にて試算。

第I部 平成6年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用・失業の動向

第1節 労働力需給の動向

1) 新規求人の動向

(年後半から緩やかな回復に向かった新規求人)

労働省「職業安定業務統計」によると、1994年(平成6年)の新規求人(新規学卒を除く)は前年比3.7%減と、前年(同14.6%減)に比べ減少幅は縮小したものの4年連続の減少となった(第2図)。四半期別に前年同期比をみると、1~3月期11.0%減、4~6月期3.7%減と減少幅が縮小した後、7~9月期に1.0%増と3年1期ぶりに増加に転じ、10~12月期も1.3%増となった。

(求人の回復が遅れる卸売・小売業、飲食店)

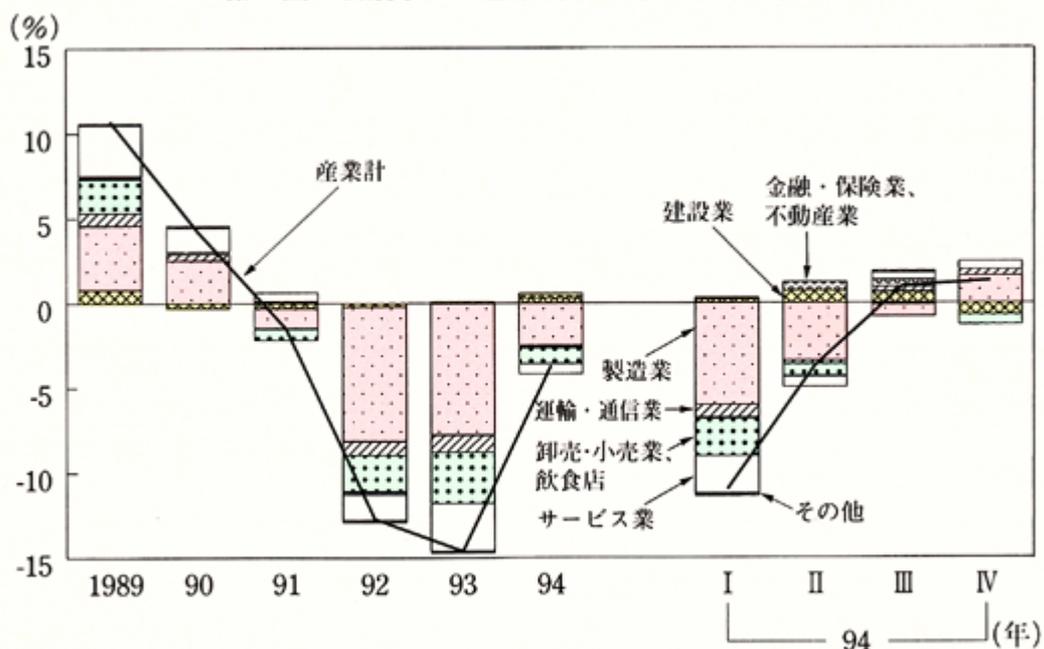
1994年における産業別の新規求人の動きをみると、建設業では10~12月期に前年同期比で減少となったものの、年平均では昨年に引き続き増加し、また、金融・保険業、不動産業でも前年の減少から増加に転じた。これら以外の産業については、減少幅は縮小したものの、前年に引き続き減少した。減少寄与が今回の景気後退局面を通じて最も大きかった製造業は、1~3月期から7~9月期まで減少したが、期を追って減少幅は小さくなり、10~12月期には増加に転じた。また、運輸・通信業及びサービス業でも7~9月期以降増加に転じた。一方、卸売・小売業、飲食店についてはやや異なった動きをみせている。年平均では他の産業と同様に減少幅は縮小したものの、各四半期とも減少を続け、しかも10~12月期には減少幅がやや拡大するなど新規求人の回復の遅れが目立った(第2図)。

(パートタイム新規求人は増加、一般求人は減少)

就業形態別に新規求人をみると、パートタイム求人については、4~6月期に前年同期比で増加に転じて以来、増加を続け、年平均では3年ぶりに増加に転じた。これに対して、一般求人については、常用、臨時・季節ともに、年間を通して減少が続き、年平均では減少幅は縮小したものの前年に引き続き減少した。

第2図 新規求人の産業別増減寄与度

第2図 新規求人者の産業別増減寄与度（前年同期比）



資料出所 労働省「職業安定業務統計」

このように、景気回復局面1年目である1994年の新規求人は、パートタイム求人は増加に転じたものの、一般求人の増加にまでは至っていない(附属統計表第1表)。

第I部 平成6年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用・失業の動向

第1節 労働力需給の動向

2) 新規求職の動向

(依然として増加を続ける新規求職者)

1994年の新規求職者は前年比7.3%増と前年(同14.3%増)に比べ増加幅は縮小したものの、3年連続の増加となった。四半期別に前年同期比をみると、1～3月期10.4%増、4～6月期11.1%増と2けたの高い伸びを示し、その後7～9月期4.8%増、10～12月期1.9%増と増加幅は急速に縮小したが、年間を通して増加を続けた。

(年末に減少に転じた離職求職者)

常用新規求職者を自発的離職求職者、非自発的離職求職者及び離職者以外の求職者に分けてみると、自発的離職求職者は1993年、1994年とほぼ横ばいで推移しており、また非自発的離職求職者は7～9月期まで増加を続けていたが、10～12月期には減少に転じた。一方離職者以外の求職者は、7～9月期以降増加幅が縮小したものの、年間を通じて増加を続けた。このように、年後半には離職求職者が減少に転じたものの、それ以外の求職者の増加が根強く、景気回復局面の中でも全体として新規求職者は減少に至らなかった(第3図)。

第I部 平成6年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用・失業の動向

第1節 労働力需給の動向

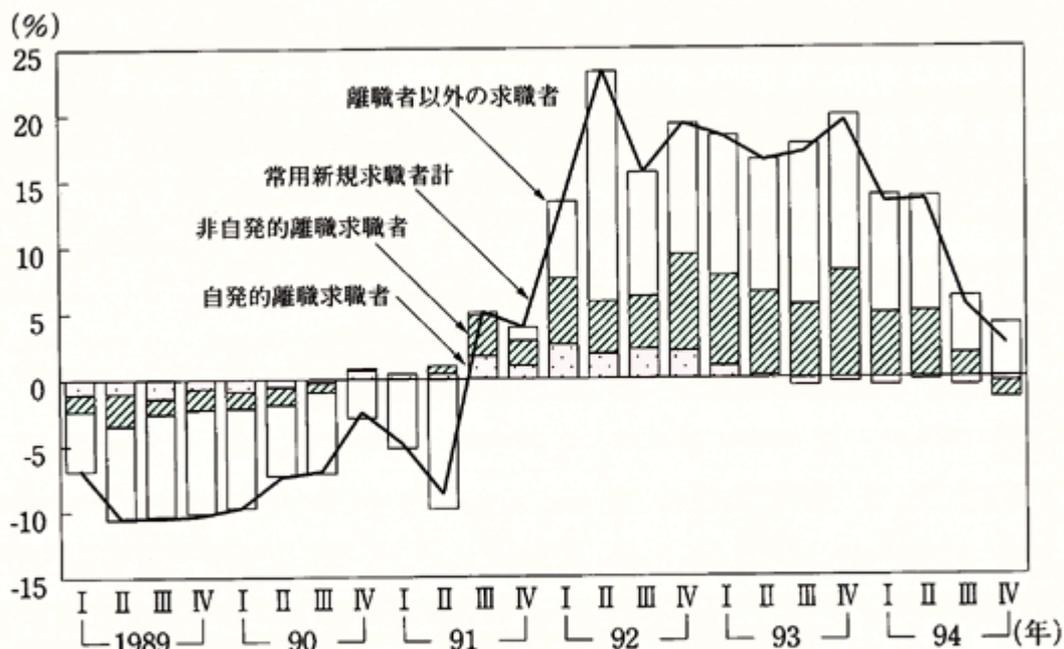
3) 求人倍率の動向

(回復が緩慢な有効求人倍率)

以上のような求人、求職の動きを受けて、1994年の有効求人倍率は0.64倍と前年(0.76倍)に引き続き低下した。また、新規求人倍率は1.08倍と依然求人超過ではあるものの、同様に前年(1.20倍)より低下した。有効求人倍率(季節調整値)の動きを四半期別にみると、1991年4～6月期に1.44倍とピークに達した後低下を続け、今回の景気の谷である1993年10～12月期に0.67倍となった。しかし、1994年に入っても1～3月期0.65倍、4～6月期0.64倍と引き続き低下を続け、7～9月期、10～12月期にそれぞれ0.64倍とようやく低下に歯止めがかかった。また新規求人倍率(季節調整値)は1991年1～3月期に2.14倍とピークに達した後、1994年4～6月期の1.07倍まで低下を続け、7～9月期に1.09倍といったん上昇したものの10～12月期に1.08倍と再び低下するなど、一進一退の動きを示した(前掲第1図)。なお、1995年1～3月期には季節調整値でみて新規求人は前期比4.8%増、新規求職者は同7.6%増となり新規求人倍率は1.05倍となった。(労働力需給の緩和が続く管理的職業、事務的職業)職業別に各年8月の常用新規求人倍率(パートタイム除く)の推移をみると、1990年をピークに1994年までおおむねすべての職業で低下を続けたが、1994年においても、職業全体では1.09倍と求人超過となっている。しかし、専門的・技術的職業、販売の職業、サービスの職業、技能工、採掘・製造・建設の職業及び労務の職業などでは求人超過であるのに対して、管理的職業、事務的職業では求職超過となっており、職業により大きな違いがみられる(第4図)。求職超過となっている管理的職業、事務的職業については、後でみるように、今回の景気後退局面で雇用過剰感が急速に高まり、また1994年に入ってから景気回復局面でも依然として雇用過剰感が高いまま推移していることにみられるように、ホワイトカラーに対する雇用調整が特に厳しく行われたことがうかがわれる。ちなみに、1990年から1994年までの新規求人増減率をみると、管理的職業と事務的職業ではそれぞれ21.7%減、44.8%減と大幅に減少しており、また、新規求職者は同期間内にそれぞれ36.1%増、27.7%増と大幅に増加している。

第3図 常用新規求職者の求職方法別増減寄与度

第3図 常用新規求職者の求職方法別増減寄与度（前年同期比）



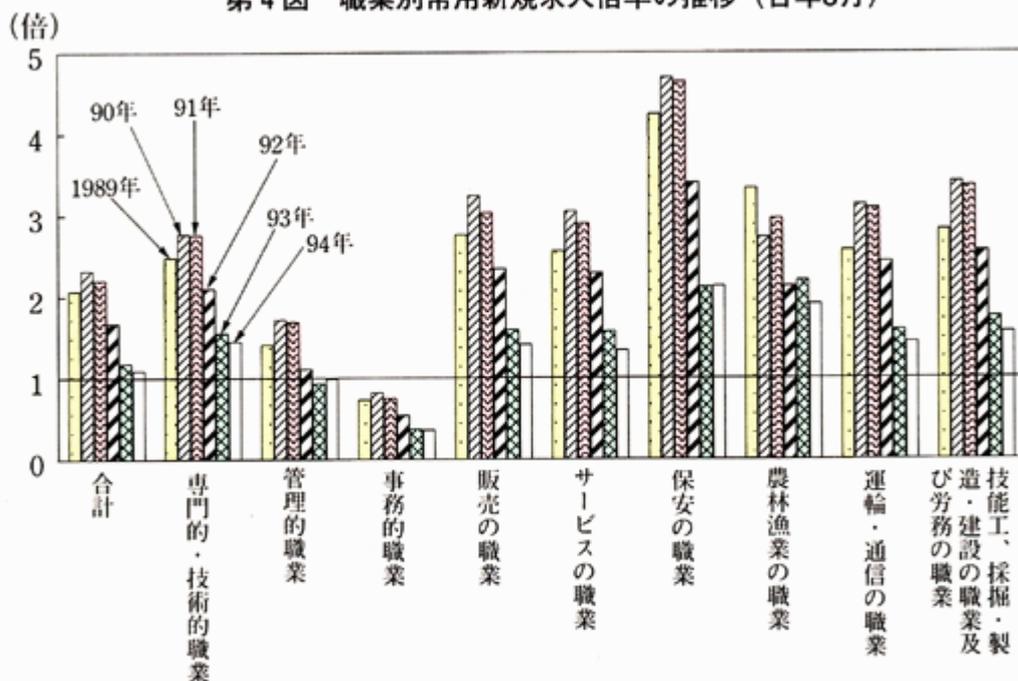
資料出所 労働省「職業安定業務統計」「雇用保険事業統計」
 (注) ここで離職求職者とは雇用保険受給資格決定件数をいう。また、自発的離職求職者、非自発的離職求職者とはそれぞれ雇用保険受給資格決定件数のうち給付制限あり、給付制限なしのものをいう。

(全ての地域で有効求人倍率が低下)

地域別に、有効求人と有効求職者について1994年の動向をみると、すべての地域で有効求人が減少したが、特に東海(12.5%減)、南関東(12.0%減)で減少率が大きかった。

第4図 職業別常用新規求人倍率の推移

第4図 職業別常用新規求人倍率の推移（各年8月）



資料出所 労働省「職業安定業務統計」
 (注) パートタイム除く。

また、有効求職者もすべての地域で増加したが、北海道、東北、四国、九州以外の地域で増加率が10%を上回った。この結果、1994年の有効求人倍率はすべての地域で前年を下回り、有効求人倍率が1倍を上回ったのは北陸のみとなっており、1993年に求人超過であった北関東・甲信、東海、中国でも求職超過となった。

第I部 平成6年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用・失業の動向

第1節 労働力需給の動向

4) 新規学卒労働市場の動向

(回復していない新規学卒者に対する採用意欲)

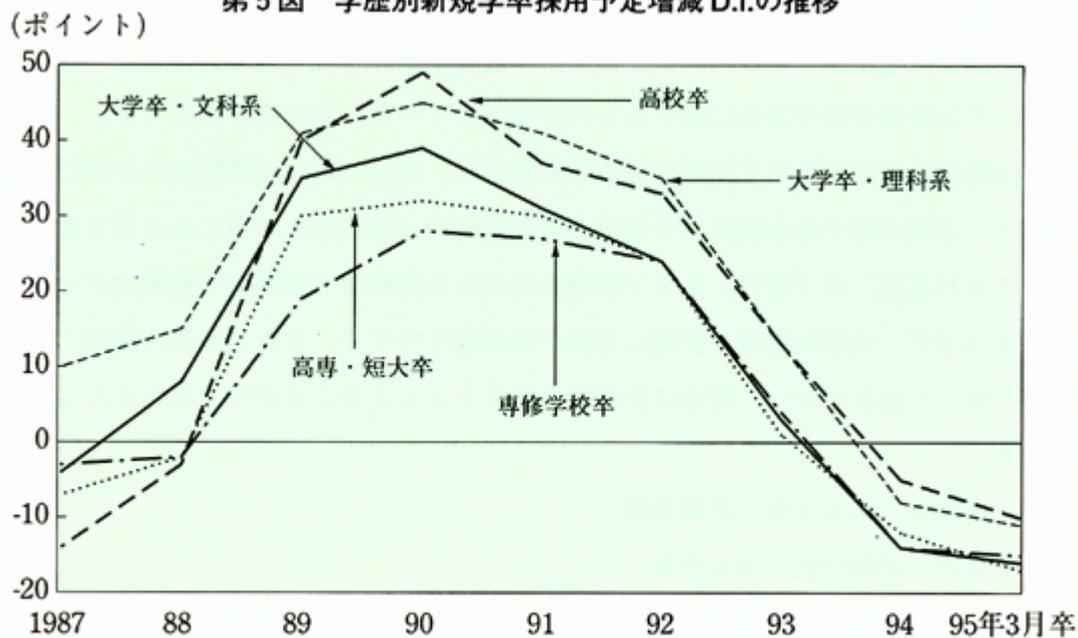
労働省「労働経済動向調査」により、新規学卒採用予定増減D.I.(採用実績と比較して「増加」とする企業割合から「減少」とする企業割合を引いたもの)をみると、1995年3月卒については、すべての学歴においてマイナスとなっており、しかも前年よりさらに低下しており、企業の新規学卒者への採用意欲は依然として回復していないことが分かる(第5図)。これを前回の景気の谷直後の状況と比較すると、1987年3月卒では大学卒・理科系ではプラス、他の学歴でもマイナス幅が小さかったのに対し、1995年3月卒においては、高校卒を除いたすべての学歴ではマイナス幅が大きくなっており、学卒者をめぐる就職環境がこれまでになく厳しい状況となっていることがうかがえる。

(さらに低下した就職内定率)

文部省「学校基本調査」によると、大学卒、短大卒の就職率(卒業者に対する就職者と就職進学者の割合)は1988年以降上昇をみせていたが、1991年をピークに低下し、1994年には大学卒で70.5%、短大卒で70.1%となり、特に大学卒では第1次石油危機後の1976年の水準を下回る状況となった。

第5図 学歴別新規学卒採用予定増減D.I.の推移

第5図 学歴別新規学卒採用予定増減D.I.の推移



資料出所 労働省「労働経済動向調査」

(注) 1) 1990年3月卒までは各年8月調査、1991年3月卒からは各年5月調査。

2) 新規学卒採用予定増減D.I.=採用実績と比較して、「増加」とする
企業割合—「減少」とする企業割合

また、労働省職業安定局調べにより、1995年新規学卒予定者についての1995年2月末現在の就職内定状況を見ると、大学卒、短大卒、専修学校卒すべての学歴において前年同期(調査対象が異なることに留意する必要がある)を下回っており、中学、高校新卒者の就職決定率も前年同期を下回るなど新規学卒労働市場はさらに厳しい状況となっている。

このように新規学卒者の就職環境が厳しい背景としては、厳しい企業の経営環境の中で人員削減を図るための雇用調整として厳しい採用抑制が続いていることと、第2次ベビーブーム世代が大学、短大等を卒業する時期とが重なったことがあげられる。

職業安定業務統計と求人倍率

職業安定業務統計は全国の公共職業安定所(478所)とその分室・出張所(115所)における業務取扱状況に基づいています。これには、事業所から出される求人に関するもの、就業を希望して来所した求職者に関するもの及び両者の結合状況を示す就職に関するものがあります。一般職業紹介状況として毎月発表されるデータは新規学校卒業生に関するものが除かれていますので注意が必要です。労働市場の動向を示す指標である求人倍率は、当月に新たに登録された「新規」求人・求職の比である新規求人倍率と有効期間内(原則として申し込み月を含めて3か月有効)の「有効」求人・求職の比である有効求人倍率の2種類のデータがあります。後者は動きが安定し方向が読み取りやすく、また、景気の動向とほぼ一致した動きを示し、前者は先行的な動きをとらえることができるかとされています。

求人倍率 = 求人件数 / 求職者数

充足率 = 就職件数 / 求人件数

就職率 = 就職件数 / 求職者数

第I部 平成6年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用・失業の動向

第2節 労働力人口,就業者,雇用者の動向

1) 労働力人口と就業者の動向

(労働力率は前年に引き続き低下)

労働力人口の動きを総務庁統計局「労働力調査」によりみると,1994年(平成6年)は6,645万人で前年差30万人増となった。男女別にみると,男子が3,951万人(同16万人増),女子が2,694万人(同13万人増)と前年に比べ男子で増加幅が縮小し,女子で増加幅が拡大した。

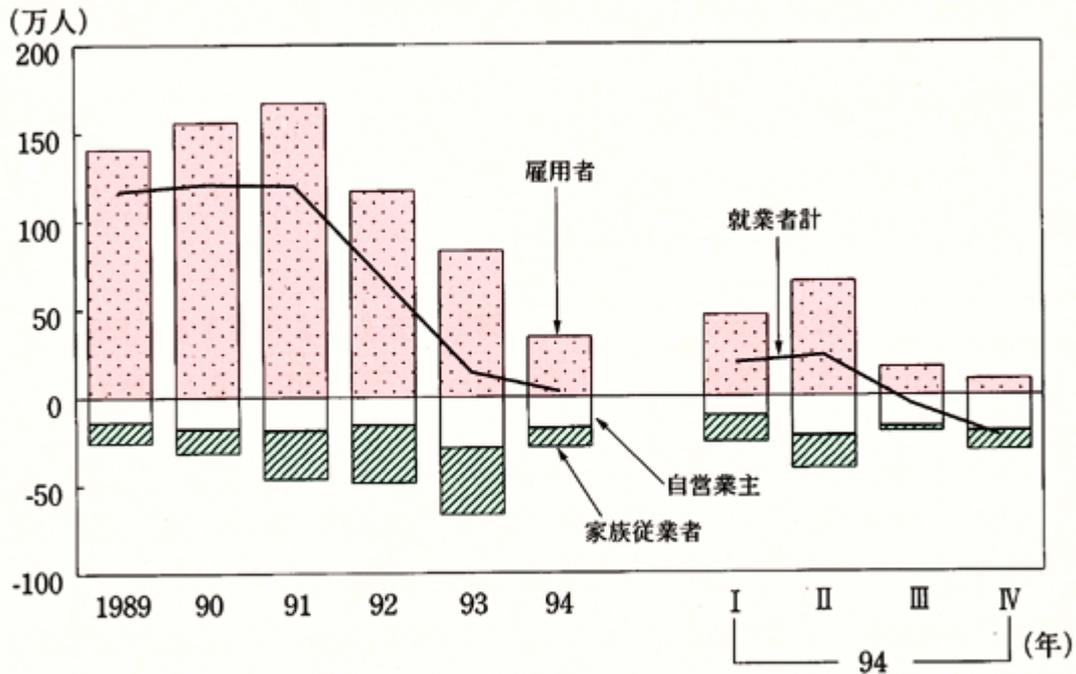
1994年の労働力率(労働力人口/15歳以上人口)は63.6%で前年に比べ0.2%ポイントの低下と,引き続き低下した。男女別にみると,男子が77.8%(前年差0.2%ポイント低下),女子が50.2%(同0.1%ポイント低下)と,男子は5年ぶりに低下し,女子も7年ぶりに低下した前年に引き続き低下した。

(年後半から減少に転じた就業者数)

就業者の動きを「労働力調査」によりみると,1994年の就業者数は6,453万人で前年差3万人増となり,1975年(同14万人減)以来最低の増加幅となった。就業者数のここ数年の動きをみると,1986年末からの景気拡大期に大幅な増加を示し,1990年には前年差121万人増となったが,1992年以降,増加幅が縮小してきている。1994年の動きを四半期別に前年同期比でみると,1~3月期19万人増,4~6月期23万人増と小幅な増加で推移した後,7~9月期には5万人減と減少に転じ,10~12月期にも23万人減と減少幅を拡大した。就業者の動きを自営業主,家族従業者,雇用者に分けてみると,1994年の自営業主は796万人(前年差18万人減),家族従業者は407万人(同11万人減),雇用者は5,236万人(同34万人増)となった。自営業主,家族従業者は1988年以降減少が続いているが,1994年は減少幅がやや縮小した。また,雇用者は1992年以降増加幅が縮小しており,1994年は1978年以来最低の増加幅となった(第6図)。

第6図 従業上の地位別就業者数の推移

第6図 従業上の地位別就業者数の推移（前年同期差）



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

(卸売・小売業,飲食店の自営業主,家族従業者の減少幅が拡大)

近年減少が続いている自営業主,家族従業者数について,産業別の動きをみると,大きなウェイトを占める農林業では1970年代以来ほぼ一貫して減少が続いているが,非農林業でも1990年代に入り減少基調で推移している。非農林業について,1994年の前年差をみると,建設業で1万人増と増加した一方,製造業6万人減,卸売・小売業,飲食店11万人減,サービス業3万人減といずれも減少し,特に卸売・小売業,飲食店での減少幅の拡大が顕著となった。これは,後にも述べるように,商業全体での業況の回復が遅れるなかで,消費者ニーズの変化により商業内部でも業態に変化が生じており,小規模・零細な個人経営の商店等に厳しい影響が少なからず及んでいることがあると考えられる。

第I部 平成6年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用・失業の動向

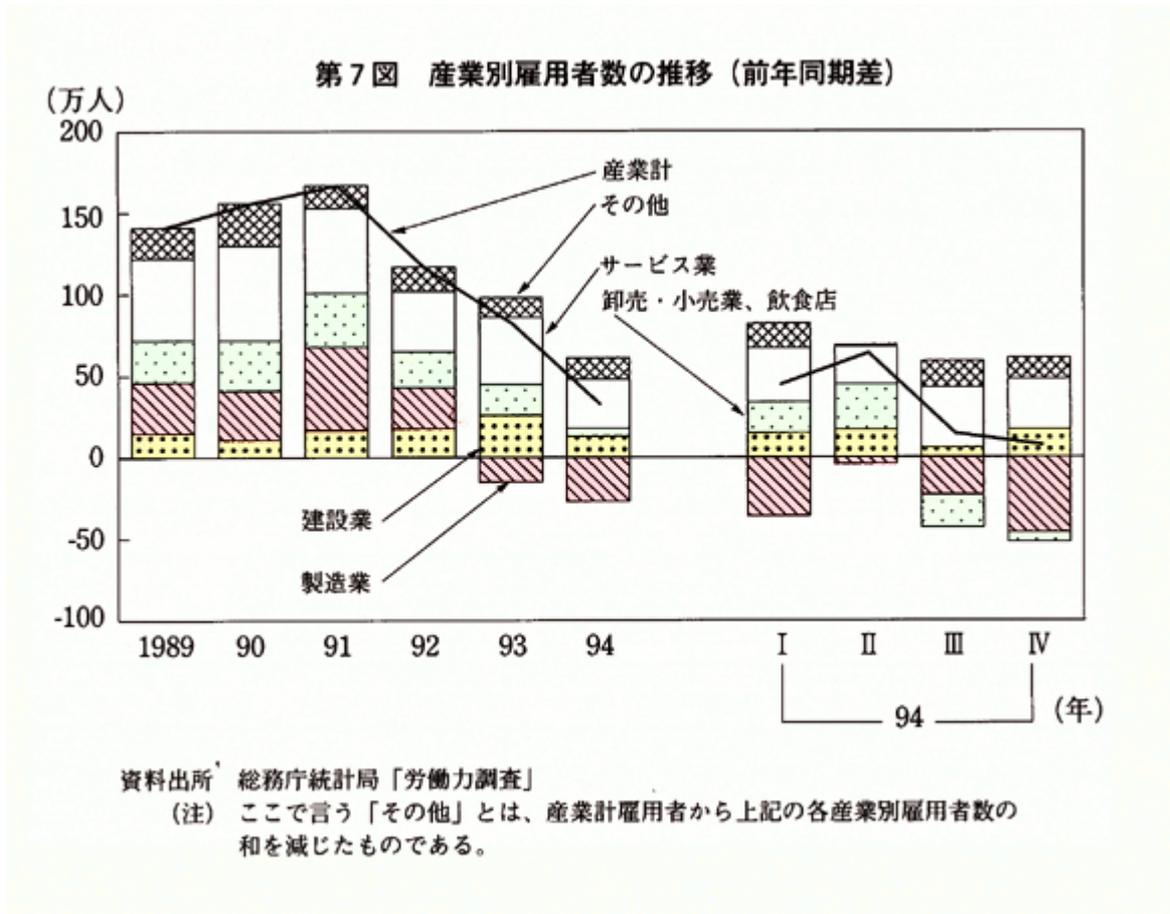
第2節 労働力人口,就業者,雇用者の動向

2) 雇用者の動向

(減少幅が拡大した製造業雇用者)

先にみたように,1994年の雇用者数は前年に引き続きさらに伸びが小さくなった。産業別の雇用者数の伸びをみると,サービス業(前年差30万人増),建設業(同13万人増),卸売・小売業,飲食店(同5万人増)では増加したが,いずれの産業も前年より増加幅を縮小した。また,前年に1987年以来6年ぶりの減少に転じた製造業では1994年は同27万人減と,減少幅が前年(同15万人減)よりさらに拡大した。産業別の雇用の動きを四半期ごとに前年同期差でみると,サービス業,建設業では年間を通じて堅調に推移したが,卸売・小売業,飲食店では7~9月期に20万人減と減少に転じ,10~12月期も6万人減と減少の動きが続いている。一方製造業では年間を通じて減少基調で推移した(第7図)。

第7図 産業別雇用者数の推移



(減少幅が拡大した管理的職業従事者)

1994年の雇用者の動きを職業別にみると、前年減少に転じた管理的職業従事者は前年差12万人減とさらに減少幅を拡大させ、前年に引続き1978年(同10万人減)以来の大幅な減少となった。また、技能工、採掘・製造・建設作業員及び労務作業員は前年と同水準にとどまったが、それ以外の職業では増加した。

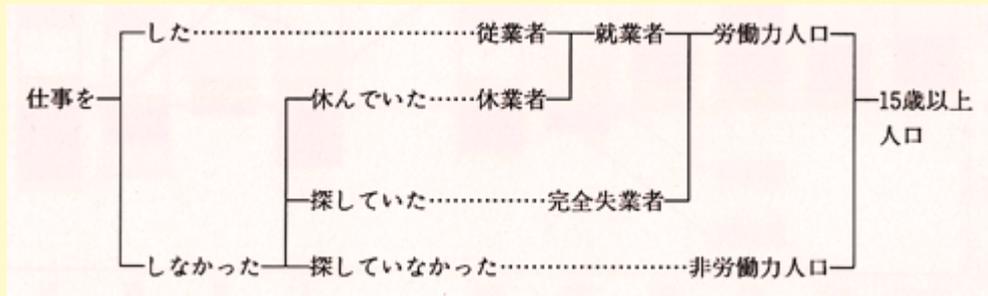
ただ、専門的・技術的職業従事者(同15万人増)や保安職業・サービス職業従事者(同15万人増)では比較的堅調な伸びを示したものの、事務従事者(同12万人増)や販売従事者(同3万人増)では小幅な伸びにとどまった(付属統計表第2表)。

(減少に転じた短時間以外雇用者数)

非農林業雇用者の動きを短時間雇用者(就業時間週35時間未満の雇用者)と短時間以外の雇用者に分けてみると、1994年には短時間雇用者は男子で前年差14万人増、女子で同24万人増とそれぞれ増加したが、短時間以外雇用者は男子で同3万人減、女子で同1万人減とともに減少に転じた。

労働力調査

総務庁統計局が実施する「労働力調査」は、全国から選ばれた約2,900の国勢調査調査区のなかから全国の全世帯を代表するように約4万世帯を抽出し、その世帯員のうち15歳以上の約10万人を対象として行う労働力状態に関する調査である。調査は毎月末日現在で毎月の末日に終わる1週間(12月は26日現在で、20～26日の1週間)について行われ、その1週間に収入を伴う仕事を1時間以上していたかどうかによって次のようにその月の労働力状態が分類される。



結果は翌月末あるいは翌々月初に、速報等により発表されます。

なお、労働力人口が15歳以上人口に占める比率が労働力人口比率(労働力率)、完全失業者が労働力人口に占める比率が完全失業率です。

短時間雇用者の推移を従業上の地位別にみると、ここ数年常雇は堅調に増加している一方、臨時雇の増加幅が縮小してきており、短時間以外の雇用者が短時間雇用者にシフトした面もあったものとみられる。

第I部 平成6年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用・失業の動向

第3節 失業の動向

(過去最高水準まで高まった完全失業率)

完全失業者の動きを「労働力調査」によりみると、1994年(平成6年)は192万人で前年差26万人増と、前年(同24万人増)に比べ増加幅が拡大した。これを四半期別に前年同期差でみると、1～3月期36万人増、4～6月期27万人増、7～9月期30万人増と高い伸びが続いたが、10～12月期には11万人増とようやく増加幅に縮小がみられた。完全失業者の増加幅を男女別にみると、男子が17万人増、女子が9万人増と男子の増加が大きかった。1994年の完全失業率は2.9%と前年に比べ0.4%ポイント上昇し、1986年及び1987年の2.8%を上回って調査開始以来最も高水準となった。完全失業率の動きを四半期別の季節調整値でみると、1991年10～12月期の2.1%から1994年7～9月期の3.0%までは一貫して上昇を続け、10～12月期に2.9%と3年1期ぶりに低下に転じたが、1994年は年間を通じて高い水準で推移した(前掲第1図)。男女別にみると、1994年には男子が2.8%、女子が3.0%といずれも前年(男子2.4%、女子2.6%)より上昇した。また、今回の景気後退直前の景気の山が含まれる1991年から比較すると、男女ともに0.8%ポイントの上昇となっている。

(離職による失業者の増加)

完全失業者の増加を労働力状態の変化(フロー)の面からみてみると、男子については、1993年までは失業の増加要因となっていた非労働力から失業への純流入が1994年にはほとんどみられなくなった(その主因は非労働力化する失業者が増加したこと)一方、失業者の増加はほとんど就業から失業への純流入(その主因は失業化する就業者が大幅に増加する一方で就業化する失業者の増加が小さいこと)によって引き起こされている。女子については、すでに1993年後半以降、失業から非労働力への純流出(その主因は非労働力化する失業者が増加したこと)が失業抑制要因となっていたものの、それ以上に就業から失業への純流入が大きく、これが失業の増加要因となって失業の増加を引き起こしている(第8図)。

さらに、後の第II部第1章第2節でみるように、フローデータから試算される失業発生率(1か月の失業発生件数/労働力人口)と失業継続期間(失業状態が発生してから終了するまでの平均月数)の推移をみると、男女ともに1992年から失業発生率の上昇と、失業継続期間の長期化がみられる。失業発生率の上昇は主に離職の増加によるものであり、失業発生期間の長期化は主に失業者がなかなか就職できなくなったためである(後掲第II部第1-(2)-1図、2図、3図)。

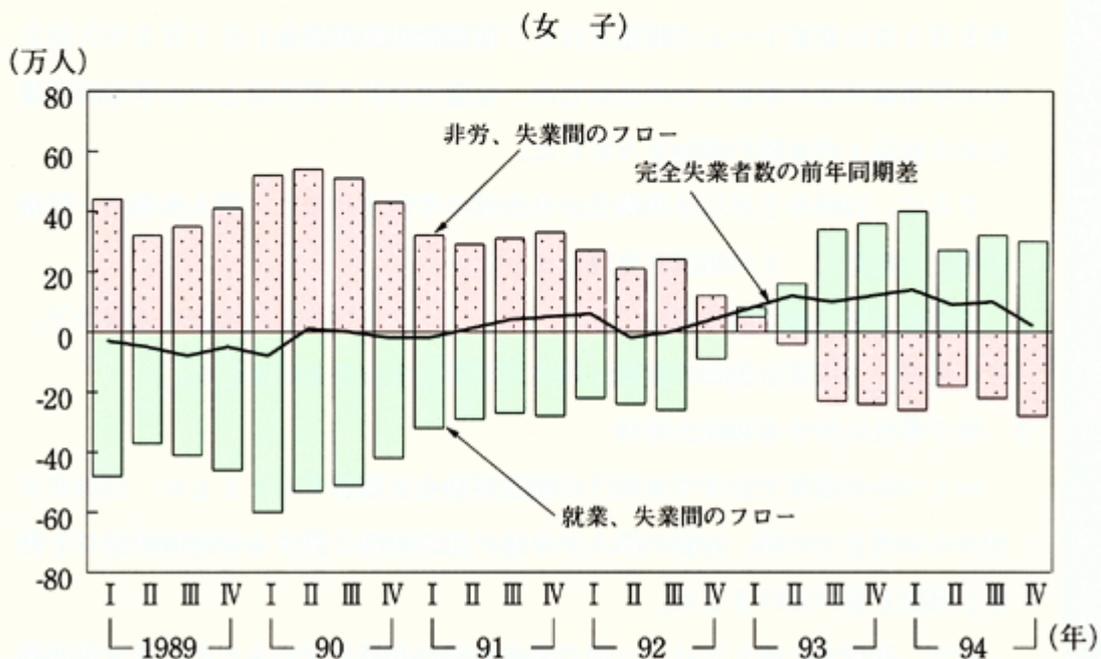
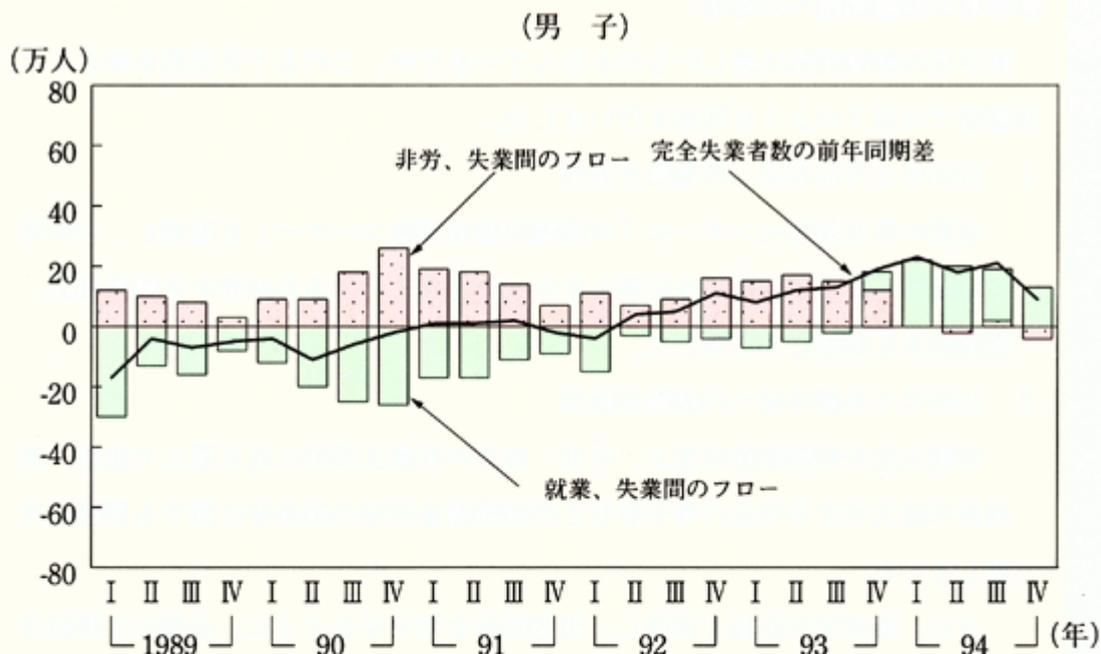
このように1994年の完全失業者の増加は主として離職による失業者が増加したためであるとみられる。このことは、「労働力調査」による求職理由別完全失業者の動きにも表れている(付属統計表第3表)。これをみると、1994年の完全失業者の前年差26万人増のうち、離職による失業者が同18万人増を占めており、自発的離職による失業者、非自発的離職による失業者のいずれもが前年に引き続き大きく増加している。ただし四半期別にみると、非自発的離職者による失業者の増加幅は10～12月期には縮小した。

(学卒未就職者の失業も増加)

第1節で1994年の新規学卒者の就職環境が厳しかつたことをみたが、これは完全失業者の動きにも表れている。上記の求職理由別完全失業者の動きをみると、学卒未就職者は1992年に前年差1万人増と増加に転じた後増加を続け、1994年には同2万人増と増加幅を拡大させている。これを四半期別にみると、特に1～3月期及び4～6月期にはいずれも前年同期差3万人増(実数で11万人)に達し、新規学卒者の就職環境の厳しさがうかがえる動きとなった。

第8図 完全失業者前年同期差に対する労働力人口流出入の推移

第8図 完全失業者前年同期差に対する労働力人口流出入の推移



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」から労働省労働経済課試算

新卒者の就職問題への対応

新卒者の就職環境は厳しいものとなっていますが、このような状況を踏まえて、労働省では以下のような対応を行いました。

1 1994年3月新卒者への就職支援策

全国の学生職業センターに「未就職卒業生相談コーナー」を新設し、大学等を卒業するまでに就職決定に至らなかった方々に対するきめ細かな職業相談、職業紹介を実施してきました。

2 1995年3月新卒者への就職支援策

労働大臣や労働政務次官が、中央・地方の事業主団体に足を運んで直接、採用枠の拡大や女子学生の男子学生との就職機会均等の確保等に関する要請を実施しました。

また、新卒者が企業と面接し、就職機会を増やせるように、全国の主要都市において大規模な就職面接会を継続的に開催してきました。第1弾として1994年9月1日に東京ドームで開催された「首都圏就職面接会」に1万3千人以上の大学等新卒者が参加したのをはじめ、全国で合計5万人以上の大学等新卒者と6千社以上の企業の参加をみました。

さらに、1995年3月には就職先が未決定の学生を対象に、求人企業の一覧表を幅広く閲覧し、その就職を支援しました。

高校や中学の新卒者についても、ハローワークと学校との密接な連携の下、その早期かつ円滑な就職の実現に向けた対策に全力をあげました。

3 女子学生に対する就職支援策

いくつかの府県で女子学生向けの就職面接会を開催するとともに、1994年6月から10月までの間、全国の婦人少年室に就職問題に関する特別相談窓口を設置し相談を受け付けました。

また、事業主に対しては、一層の機会均等の確保を求めため、男女雇用機会均等法に基づく指針を改正し、平成6年(1994年)4月1日から施行し、改正指針に沿った募集・採用活動が行われるよう、全国の婦人少年室において指導を集中的に実施しました。

第I部 平成6年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用・失業の動向

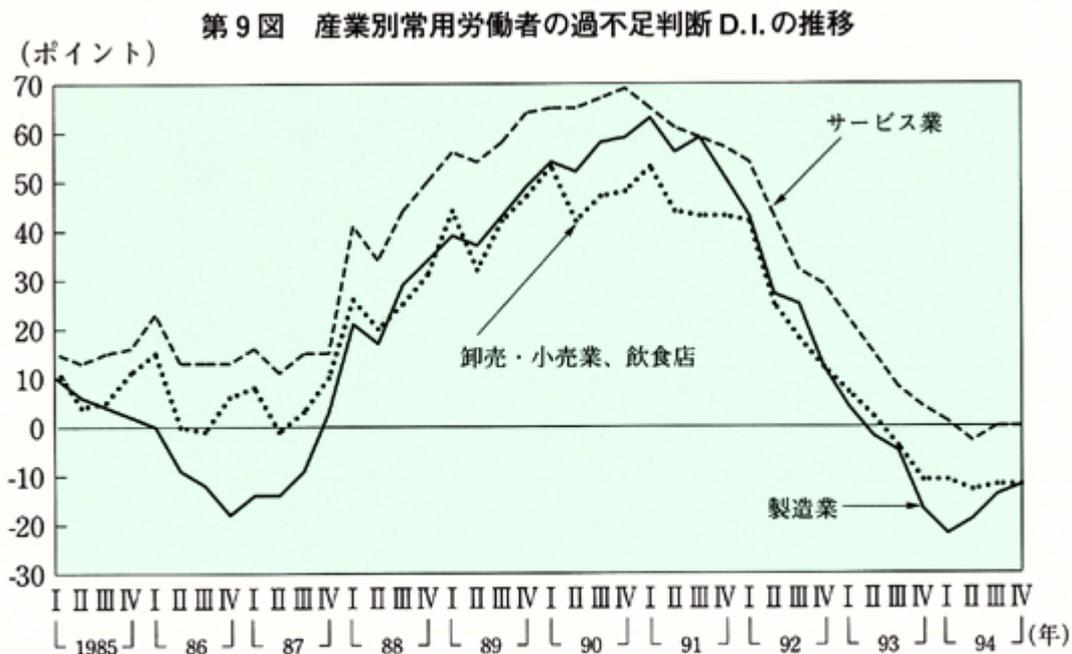
第4節 企業の雇用過剰感と雇用調整の動向

1) 企業の雇用過剰感

(最悪期を脱したが依然として強い雇用過剰感)

「労働経済動向調査」により企業の雇用過剰感を常用労働者の過不足判断D.I.(「不足」と答えた事業所割合－「過剰」と答えた事業所割合)でみると、1990年(平成2年)後半から1991年初めをピークに低下に転じ、1993年半ば以降製造業と卸売・小売業・飲食店で「過剰」超過となった(第9図)。景気回復局面に入り、製造業では1994年2月をボトムにその後は「過剰」超過幅の縮小がみられるものの、過不足判断D.I.は依然として円高不況時のボトムとほぼ同水準の低い水準のままで推移している。一方、サービス業では、1994年5月に「過剰」超過となりその後は過不足判断D.I.は0で推移しているが改善の動きは緩慢なものとなっており、また、卸売・小売業、飲食店では1994年を通じて「過剰」超過幅が縮小しないまま推移するなど、非製造業でこれまでになく雇用過剰感が大きくなっている。

第9図 産業別常用労働者の過不足判断D.I.の推移



資料出所 労働省「労働経済動向調査」

(注) 1) 過不足判断D.I.=「不足」とする事業所割合－「過剰」とする事業所割合

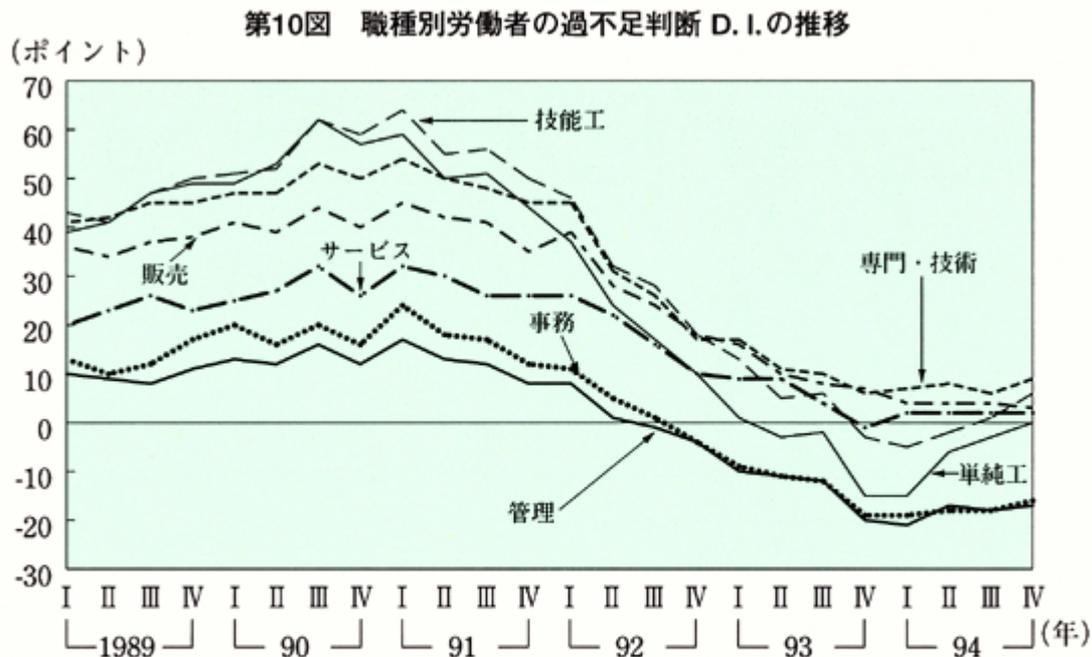
2) 1～3月期は2月調査、4～6月期は5月調査、7～9月期は8月調査、

10～12月期は11月調査によるものである。

また、製造業の過不足判断D.I.について企業規模別にみると、1,000人以上規模では1992年11月から、300～

999人規模,100～299人規模でも1993年11月から「過剰」超過となった後,おおむね1994年2月をボトムに「過剰」超過幅が縮小してきているが,1,000人以上及び300～999人規模では1994年11月でもなお過不足判断D.I.は円高不況時のボトムの水準に近い低い水準となっている。このように,今回の景気回復局面では,製造業では企業規模が大きくなるほど常用労働者の雇用過剰感が従来になく強く残ったまま推移した。

第10図 職種別労働者の過不足判断D.I.の推移



資料出所 労働省「労働経済動向調査」

- (注) 1) 過不足判断 D. I. = 「不足」とする事業所割合 - 「過剰」とする事業所割合
 2) 1～3月期は2月調査、4～6月期は5月調査、7～9月期は8月調査、
 10～12月期は11月期調査によるものである。

(雇用過剰感が強い「管理」, 「事務」職種)

同調査により職種別に雇用過剰感の推移をみると,「管理」及び「事務」では1992年半ばから,「単純工」では1993年5月から,「技能工」では1993年11月からそれぞれ「過剰」超過に転じ,特に「管理」及び「事務」では1993年以降過剰感が高いまま推移した。その後1994年に入って,「単純工」及び「技能工」では,徐々に「過剰」超過幅を縮小させ,「技能工」では8月以降「不足」超過となったのに対し,「管理」及び「事務」ではなお高水準の「過剰」超過が続いた。一方,「専門・技術」と「販売」は,景気後退期を通じて一貫して「不足」超過で推移した。このように,雇用過剰感はこの景気後退局面から景気回復局面を通じて,職種間で大きく異なる動きとなった(第10図)。

第I部 平成6年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用・失業の動向

第4節 企業の雇用過剰感と雇用調整の動向

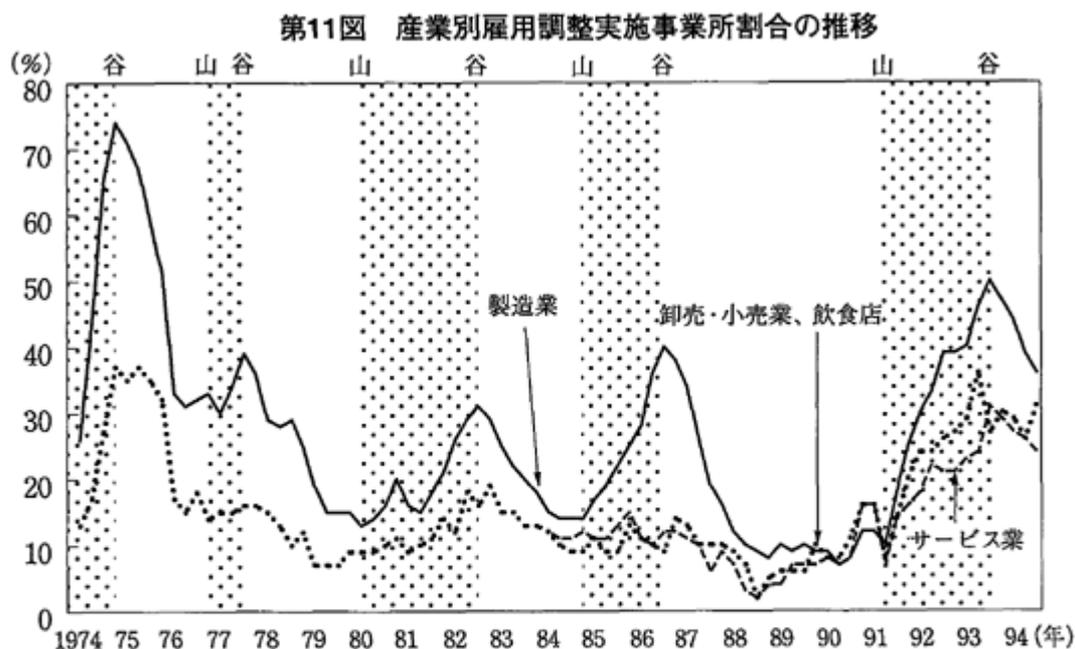
2) 雇用調整の動向

(厳しさが続く雇用調整)

「労働経済動向調査」により、産業別に雇用調整を実施した事業所の割合をみると、各産業とも1993年7～9月期から10～12月期にかけてそれぞれピークを迎えた。その後、製造業では顕著に低下したものの、1994年10～12月期においても、依然として円高不況期のピークに匹敵する高い水準となっている。また、卸売・小売業、飲食店及びサービス業については、先に述べたように雇用過剰感が高いまま推移した結果、雇用調整実施事業所割合はピークを迎えた後も円高不況期のピークを上回る高い水準のまま推移しており、製造業と比べて改善の動きは緩やかなものにとどまっている(第11図)。

雇用調整の方法をみると、依然として残業規制が最も多いものの、今回の景気回復局面においては、製造業のみならず卸売・小売業、飲食店においても中途採用の削減・停止といった入職抑制や、配置転換、出向を行う事業所の割合が依然として高く、1994年10～12月期においても円高不況期のピークを上回るか、それに匹敵する水準となっている。また、製造業においては一時休業(一時帰休)といった厳しい方法をとる事業所割合も高く、企業の雇用調整の状況は依然として厳しいままとなっている(付属統計表第4表)。

第11図 産業別雇用調整実施事業所割合の推移



資料出所 労働省「労働経済動向調査」

- (注) 1) 上図は四半期ごとの数値であり、1～3月期は2月調査、4～6月期は5月調査、7～9月期は8月調査、10～12月期は11月調査によるものである。
2) サービス業は1984年4～6月期から調査を始めた。

(非製造業、ホワイトカラーに厳しい影響の企業のリストラ)

以上のように、今回の景気後退期の中で、管理職や事務職で、また製造業だけでなく非製造業においても、これまでになく雇用過剰感が高まり、雇用調整も広範な内容で実施され、さらに景気回復の中でも改善のテンポが緩やかなものにとどまっている。

こうした背景には、平成6年版労働白書でも指摘したように、企業のリストラ(事業再構築)が強まっていることがある。「労働経済動向調査」(1993年11月調査)によると、事業の合理化等の見直しを「過去1年間に実施した」事業所の割合は、製造業で51%、卸売・小売業、飲食店で40%、サービス業で33%となっており、円高不況時(それぞれ48%、26%、17%)に比べて特に非製造業で大幅に高まった。また、事業の見直しの方法をみると、「組織再編成による管理事務部門の縮小」を挙げる事業所が製造業で14%、卸売・小売業、飲食店で17%、サービス業で10%となっており、円高不況時(それぞれ12%、7%、4%)に比べていずれも高まっており、特に非製造業では事業見直しの方法としては最も多い方法となっている。

こうした企業のリストラが、多くの産業において、特に管理職や事務職に厳しい雇用調整として影響を及ぼしており、こうした動きはなお現在においても弱まっていない。労働省「産業労働事情調査」(1994年)により事業再構築が今後5年間に雇用量に及ぼす影響をみると、実施予定の企業割合の高い「組織の改革」(実施予定企業割合35.9%)について雇用量の増減D.I.(「増加」する企業割合「減少」する企業割合)をみるとマイナス8.3%ポイントとなっており、特に「減少」とする企業についてどの部門での減少を見込んでいるかをみると、76.5%の企業が「事務・管理部門」をあげている。

(山を越えた雇用調整助成金の指定業種数)

労働省では、失業の予防に重点をおいた雇用対策を実施してきているが、1992年8月に決定された総合経済対策に基づき、雇用調整助成金の支給対象となる業種について指定基準を緩和する暫定措置を同年10月から実施してきた。雇用調整助成金の指定業種数は1992年10月から1994年9月まで一貫して増加を続け、ピークである1994年9月には315業種と過去最高の業種数となった。その後は新規指定業種数が1994年10月に25か月ぶりに0となった後は1けたで推移した結果、累計指定業種数は減少を続けた(付属統計表第5表)。

雇用調整助成金の計画受理状況をみてみると、1993年12月をピークに休業計画延日数が、1994年3月をピークに出向対象被保険者数がそれぞれ減少へと転じており新たな雇用調整の動きは山を越したものとみられる。また1994年1月1日から1995年6月30日までの措置として教育訓練費の増額及び助成率を休業、出向よりも更に拡大したところであり、新たな雇用調整の動きが山を越した中で、教育訓練計画延日数については比較的高い水準で推移している。

(阪神・淡路大震災の影響と緊急雇用対策)

1995年1月に発生した阪神・淡路大震災は当該地域に甚大な被害をもたらしたが、それにもなつて事業の継続が困難となった企業から離職者が大量に発生することが予想され、また、新規学卒者の採用内定の取消しについての相談も相次いだ。こうした事態の下、労働省では、緊急雇用対策として、雇用調整助成金の特例的な適用、新規学卒者への各種の就職支援、被災者への広域的な求人開拓等により雇用の維持、失業の防止に努めるとともに、失業給付の特例支給等により失業者の生活安定のための対策等を講じた。また、復興事業に必要な労働力の確保のために、全国の公共職業安定所のネットワークを通じた広域的な労働力需給調整や、復興工事業所の在職者を対象とした短期間の職業訓練などを実施した(困み参照)。

その結果、被災地における震災後1か月間の新規求職者は1994年2月と比べて38.3%増となり、一方、復興事業等のための労働力需要も急増し、新規求人数も同64.3%増となった。さらに、雇用調整助成金の計画受理件数も2月以降一転して急増した。

阪神・淡路大震災関係緊急対策等について労働省は、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災に対応し、次の対策を行いました。

1 雇用対策

(1)雇用の維持・失業の防止のための対策

イ 雇用調整助成金の特例的な適用

- 指定地域内の事業主が労働者に休業等をさせる場合に、雇用調整助成金の支給対象事業主とする。
- 指定地域外の下請事業所の事業主が労働者に休業等をさせる場合に、雇用調整助成金の支給対象事業主とする。
- 新卒者等の内定取消し回避を図る指定地域内の事業主に対する雇用調整助成金の特例的な適用(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第74条に基づく措置)。

ロ 失業給付の特例支給等

- 事業所の被災に伴い、休業を余儀なくされる労働者に対し、失業給付を特例的に支給する(激甚災害法第25条に基づく措置)。
- 災害救助法の適用地域においては、被災に伴う事業所の休業又は廃止により一時的に離職を余儀なくされた労働者に対し、失業給付を特例的に支給する。
- 激甚災害の指定地域に居住する受給資格者については、60日間の延長給付の対象とする。
- 管轄区域以外の安定所においても必要に応じ失業給付の支給手続を行うことができるようにする等失業給付について弾力的な運用を行う。

ハ 新卒者の就職の支援

- 内定取消しの回避及び未内定の新卒者の採用拡大についての理解並びに傘下企業への周知徹底について事業主団体に要請。
- 新卒者を内定している事業主の状況の速やかな把握に努めつつ、内定取消しをできる限り回避するように要請するとともに、未内定の新卒者等に対し、広域的求人情報の提供、就職面接会の開催等の就職支援策を実施する。
- 採用を繰り下げられた内定者に対する生涯能力開発給付金の適用(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第74条に基づく措置)。

ニ 被災者の雇用の促進

- 被災求職者に対して、全国の公共職業安定機関を通じ又、事業主団体に協力を要請し、被災者向け求人を確保し、広域的な労働力調整を実施する。
- 被災者を対象に、公共職業能力開発施設の特別コース設定、専修学校への委託等による機動的職業訓練を展開。
- 被災地において行われる公共事業に一定の割合で被災地の失業者が雇用されるようにするための「阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法」を制定。

ホ 雇用労働者への転職を余儀なくされた自営業者等への支援

- 災害救助法適用地域を管轄する公共職業安定所管内で被災により離職を余儀なくされた自営業者等についても公共職業訓練を無料で受講できることにするとともに、受講期間中の訓練手当等を支給する。

(2) 関係公共職業安定所における特別相談窓口の設置

- 兵庫県及び隣接府県の関係公共職業安定所に特別相談窓口を設置し、助成金、失業給付の支給や職業紹介等について、きめ細かな相談援助を実施する。

(3) 復興事業関連労働力の養成・確保

- 復興事業に必要な技能工や労務者等の労働力の十分な確保を図るため、全国の公共職業安定機関のネットワークを通じた、広域的な労働力需給調整を実施する。
- 公共職業能力開発施設において、復興工事業所の在職者を対象とした短期間(20時間程度)の職業訓練を実施する。

2 労働災害防止、労働条件確保対策

- 兵庫県及び大阪府の労働基準監督署等において、総合相談窓口を設置し、賃金、解雇等労働条件の一般に関する事、労働衛生、労災保険について、きめ細やかな相談援助を実施する。

○安全衛生の確保・災害復旧工事等における二次災害の防止対策や建築物等の解体作業等における石綿など粉じん障害の防止対策等による労働災害防止のための措置について、関係労働基準局に指示するとともに、事業主団体及び発注機関に対し、労働災害防止対策の徹底について要請する。

- ・緊急措置として、防じんマスク等を労働災害防止団体の協力を得て無償配付する。
- ・近畿各局合同による安全衛生パトロールの実施、土木・建築、労働衛生工学等専門家による安全衛生指導の実施する。
- ・事業場の安全活動等の支援を行うために中央労働災害防止協会及び建設業労働災害防止協会において「兵庫安全衛生支援センター」を2月から3月までの2か月間設置する。

○未払賃金立替払事業の機動的な実施・被災地域の主要労働基準監督署に立替払制度に関する専用窓口を設置する。

- ・被災地域における労働者の実情を踏まえ、申請に当たっての労働者の負担をできるだけ軽減する。
- ・担当官の派遣等により事務処理体制を強化する。

3 負傷者等の救護

○被災地の労災病院において災害発生当初から24時間の診療体制を敷き、救護活動を実施する。

○全国の労災病院の医師・看護婦等からなる緊急医療チームを被災地の救護所に派遣し救急医療を支援する。

○大阪産業保健推進センター、兵庫産業保健推進センター、中災防兵庫安全衛生支援センター等においてメンタルヘルスを含む健康相談窓口を開設する。

4 住宅確保対策

○雇用促進住宅を被災者の一時的居住の場として提供するとともに勤労者福祉施設、公共職業能力開発施設については、避難場所、仮設住宅用敷地等としてできる限り有効に活用する。

5 その他

○労働保険料の納付期限の延長・被災地域にある事業場等に係る労働保険料の申告・納付その他徴収の期限を、災害状態の終了後2月以内で労働大臣が別途告示する日まで延長する。

○中小企業退職金共済制度における掛金の納付期限の延長等・被災により掛金の納付が困難となった共済契約者(事業主)について、掛金の納付期限を最大1年間延長する。

- ・融資を受けている被災共済契約者について、貸付金の償還期限を延長する。

○職業能力開発短期大学等の被災受験生、在校生に対する便宜供与等・職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校等において、被災した受験生に係る出願期間の延長及び受験手数料の免除、被災した在校生に係る授業料の免除等の支援を行う。

○労働安全衛生関係試験について、被災等により受験できない者に対して、受験地の変更を可能とする等の便宜を図る。

○県労政主管部局による総合労働相談所の開設する。

第I部 平成6年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用・失業の動向

第5節 雇用情勢の過去の景気回復期との比較

1993年(平成5年)10月を景気の谷として景気は回復局面に入り,すでに1年余りが経過したが,雇用情勢についてはこれまでみてきたように依然として厳しい状況で推移している。そこでこの節では,今回の景気回復局面における雇用面の動きについて,過去の景気回復局面と比較しつつ,その特徴を明らかにする。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第I部 平成6年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用・失業の動向

第5節 雇用情勢の過去の景気回復期との比較

1) 有効求人倍率及び完全失業率の動き

(有効求人倍率,完全失業率ともに回復が緩慢)

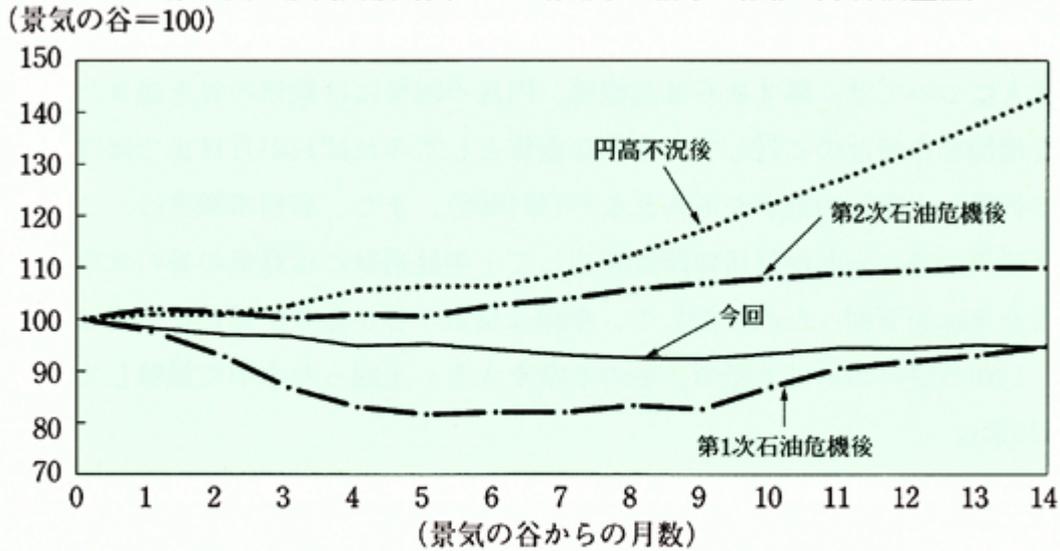
まず,今回の景気回復局面における雇用情勢の改善パターンの特徴について,代表的な雇用指標である有効求人倍率と完全失業率の動きでみてみよう。有効求人倍率は,今回は景気の谷から14か月が過ぎた1994年12月までほとんど上昇の動きがみられず,依然として景気の谷での水準を下回る低い水準で推移している(第12図)。過去をみると,第2次石油危機後や円高不況後では,景気の谷からほぼ6か月経過後に大幅な上昇の動きをみせており,第1次石油危機後においても,景気の谷をすぎてなお低下を続けたものの,10か月目からは顕著な上昇に転じた。

また,完全失業率については,今回は12か月目まで上昇を続けた。第2次石油危機後,円高不況後には景気の谷から7か月目に低下に転じ,第1次石油危機後でも7か月目で上昇が止まったり11か月目から低下に転じたのと比較するとその上昇期間が長くなっている(第13図)。

このように,今回の景気回復局面においては,これまでに比べ雇用情勢の改善までに長い期間を要しており,しかもその改善のテンポは緩やかなものにとどまっているといえよう。

第12図 景気回復局面ごとの有効求人倍率の推移

第12図 景気回復局面ごとの有効求人倍率の推移 (季節調整値)



資料出所 労働省「職業安定業務統計」

(注) 各景気回復局面での景気の谷は次のとおり。

第1次石油危機後：1975年3月

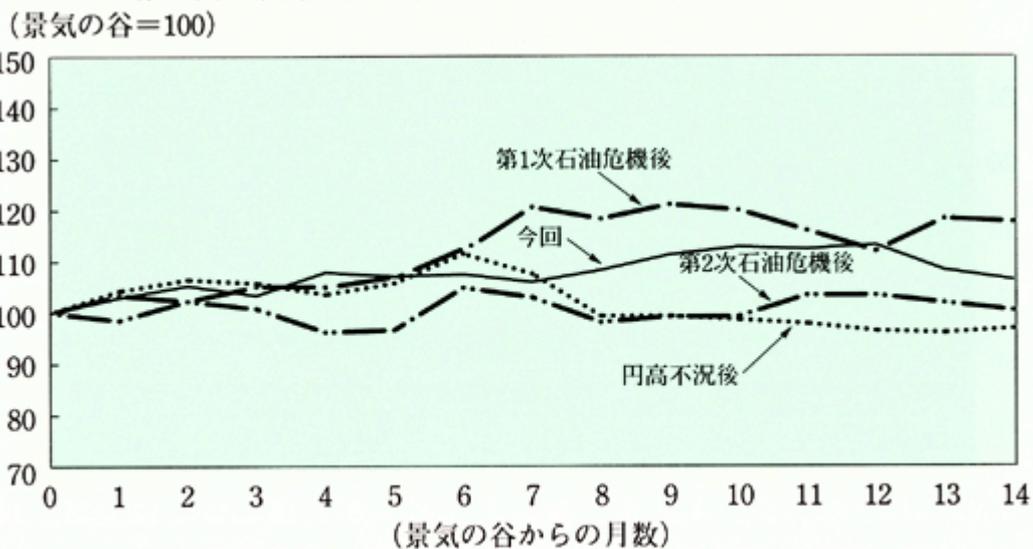
第2次石油危機後：1983年2月

円高不況後：1986年11月

今回：1993年10月

第13図 景気回復局面ごとの完全失業率の推移

第13図 景気回復局面ごとの完全失業率の推移 (季節調整値)



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

(注) 各景気回復局面については第12図と同じ。

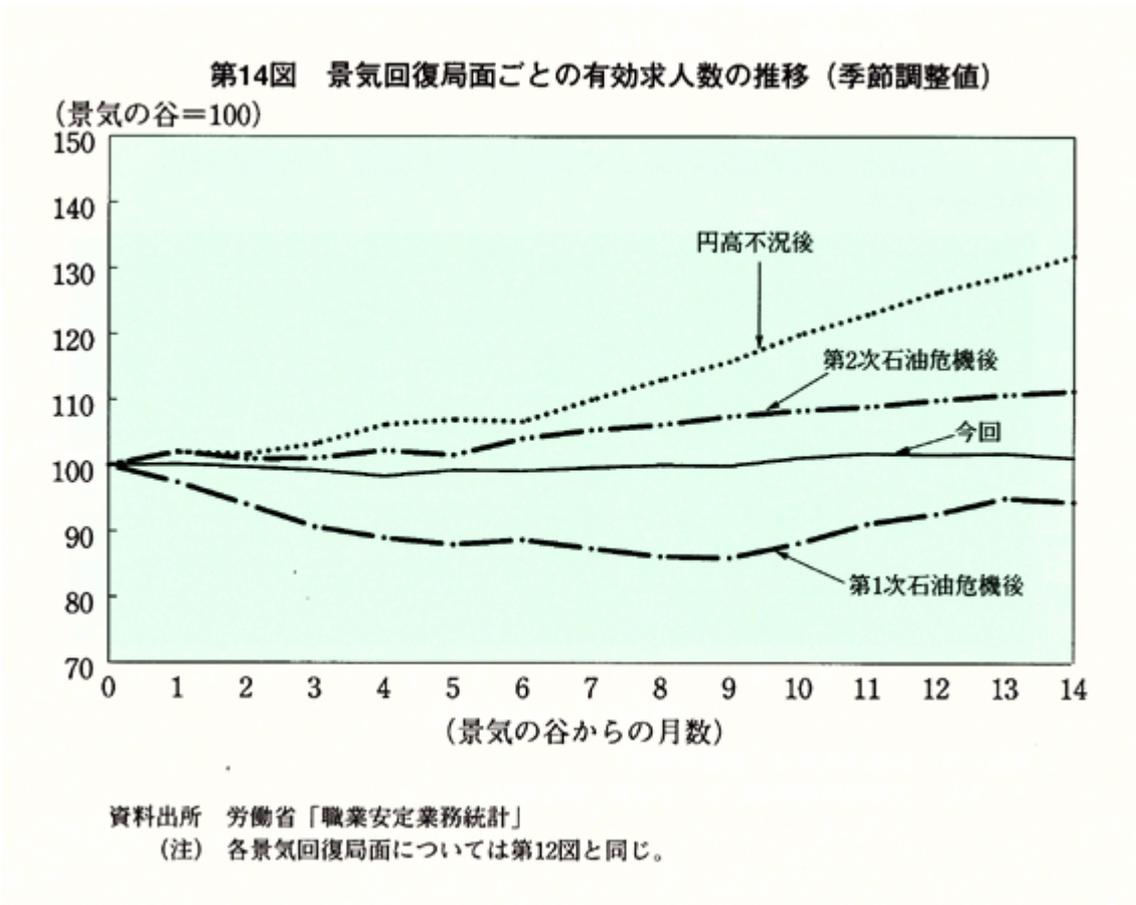
(求人,求職ともに回復が緩慢だった今回の有効求人倍率)

有効求人倍率の動きを有効求人と有効求職者の動きに分けてみてみよう。有効求人については,第2次石油危機後,円高不況後には景気の谷を過ぎた後着実な増加をみせたのに対して,今回は全体としてみれば14か月目までほぼ横ばいで推移し,増加の動きがみられない(第14図)。また,有効求職者は,これまでは景気の谷から6か月目以降は減少して1年経過後には景気の谷の水準と同程度かそれを下回ったのに対して,今回は景気の谷から8か月目まで増加を続け,14か月目においても景気の谷の水準を大きく上回った水準で推移

している(第15図)。

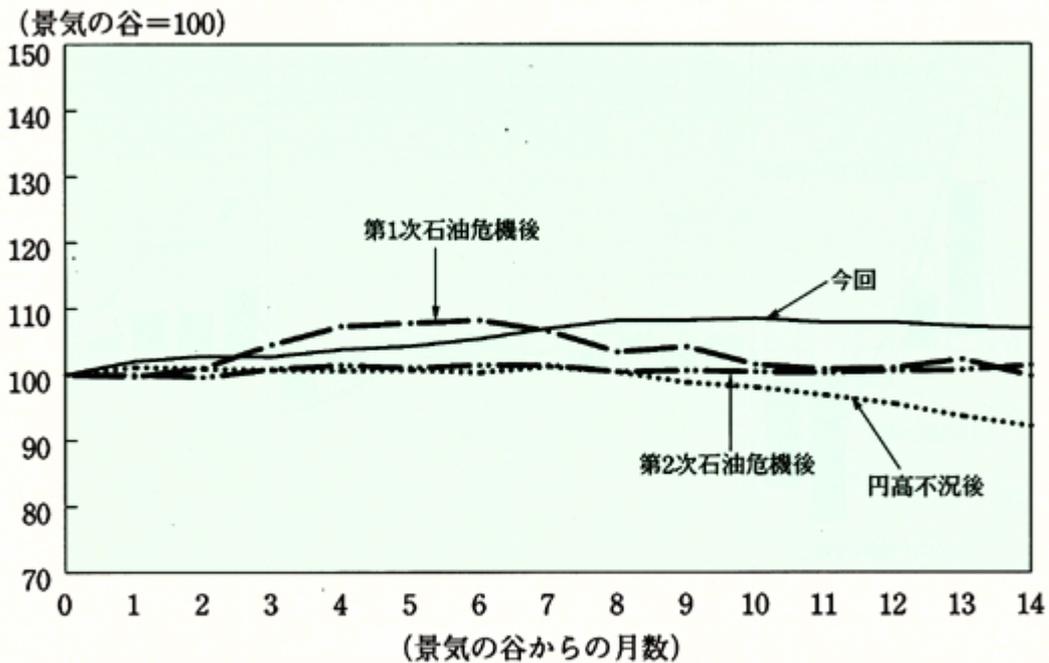
このように、今回は、有効求人、有効求職者の両方の改善が緩慢だったことが分かる。

第14図 景気回復局面ごとの有効求人数の推移



第15図 景気回復局面ごとの有効求職者数の推移

第15図 景気回復局面ごとの有効求職者数の推移 (季節調整値)



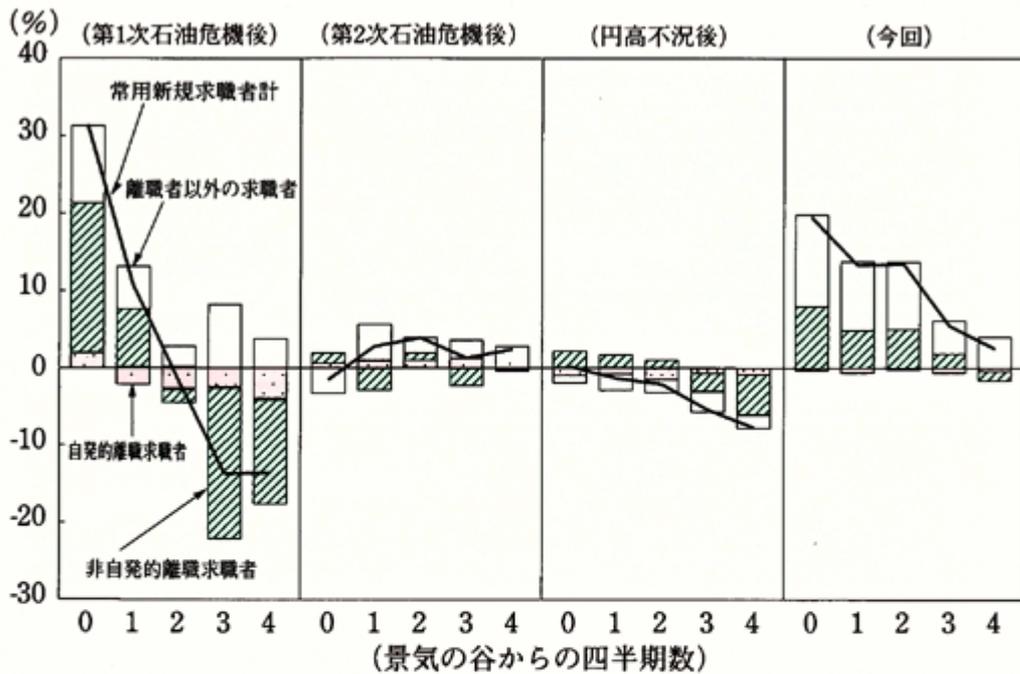
資料出所 労働省「職業安定業務統計」

(注) 各景気回復局面については第12図と同じ。

有効求職者の動きは、新規求職者の動きと求職者の滞留の状況とによって左右される。まず新規求職者の動きをみると、今回は景気の谷から4四半期後においても、依然として前年同期比で増加を続けている(第16図)。過去をみると、第1次石油危機後及び円高不況後には、景気の谷から2四半期後までには減少に転じ、第2次石油危機後には、今回と同様4四半期まで増加が続いたもののその増加幅は今回より小幅にとどまっている。そして、常用新規求職者の中では、今回は、非自発的離職求職者と離職者以外の求職者の増加が過去と比べても大きいものとなっている。一方、求職者の滞留状況を滞留率(翌月へ繰り越された有効求職者数/当月の有効求職者数)によりみてみると、1994年の水準は、第2次石油危機後である1983年、円高不況後である1987年よりも高い水準となっている。年齢別にみると、中高年齢者層で滞留率が高く、しかも景気回復過程に入った1994年にも上昇が続いた(第17図)。このように、今回有効求職者が高い水準で推移している背景には、根強い非自発的離職者の増加等により新規求職者の増加が続いていることに加え、滞留率が高水準となっていることがある。

第16図 景気回復局面ごとの常用新規求職者の求職方法別増減寄与度

第16図 景気回復局面ごとの常用新規求職者の求職方法別増減寄与度（前年同期比）



資料出所 労働省「職業安定業務統計」「雇用保険事業統計」

(注) 1)ここで離職求職者とは雇用保険受給資格決定件数をいう。また、自発的離職求職者、非自発的離職求職者とはそれぞれ雇用保険受給資格決定件数のうち給付制限あり、給付制限なしのものをいう。

2)各景気回復局面での景気の谷は次のとおり。

第1次石油危機後：1975年1～3月期

第2次石油危機後：1983年1～3月期

円高不況後：1986年10～12月期

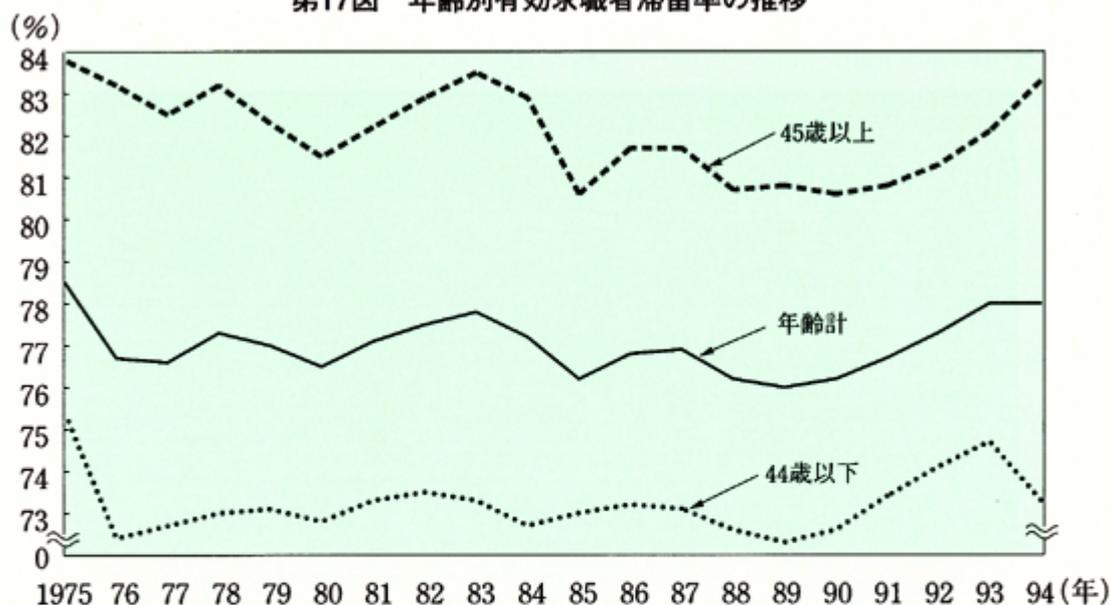
今回：1993年10～12月期

(就業者数の伸び悩みによる完全失業率の上昇)

次に、完全失業率の動きを男女別にみると、女子では、景気の谷から4か月目でほぼ上昇傾向が止まり、11か月目からはやや低下の傾向がみられ、これまでと同様14か月目においては、ほぼ景気の谷の水準まで戻している。それに対して、男子では、景気の谷から12か月目までほぼ一貫して上昇を続け、低下の兆しがみられたのはようやく13か月目に入ってからであり、その動きは上昇テンポはやや緩やかであるものの第1次石油危機後に似ている(第18図)。

第17図 年齢別有効求職者滞留率の推移

第17図 年齢別有効求職者滞留率の推移



資料出所 労働省「職業安定業務統計」から労働省労働経済課試算

(注) 1) 月間滞留率の年平均値である。

2) 月間滞留率の試算方法については以下のとおり。

$$t_n = \frac{u_{n+1} - s_{n+1}}{u_n} \times 100$$

t: 滞留率 u: 有効求職者数 s: 新規求職者数

完全失業率が今回高い水準のまま推移している背景をみるために、景気の谷とその14か月目の完全失業率の変化について、15歳以上人口、労働力率、就業者数のそれぞれの要因別に寄与度をみると、次のことが分かる(第19図)。

1) 15歳以上人口の寄与は、今回は過去と比べて小さい。

2) 労働力率は今回低下しており、完全失業率の上昇を抑制する方向に働いている。特に女子においては、労働力率の低下の寄与は今回が最も大きかった。

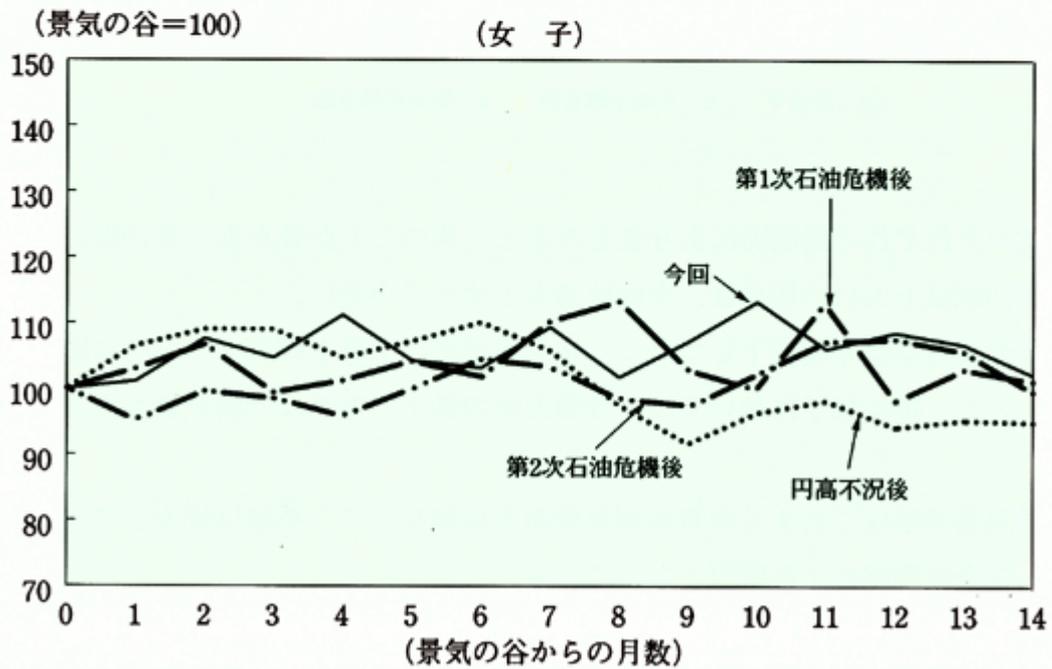
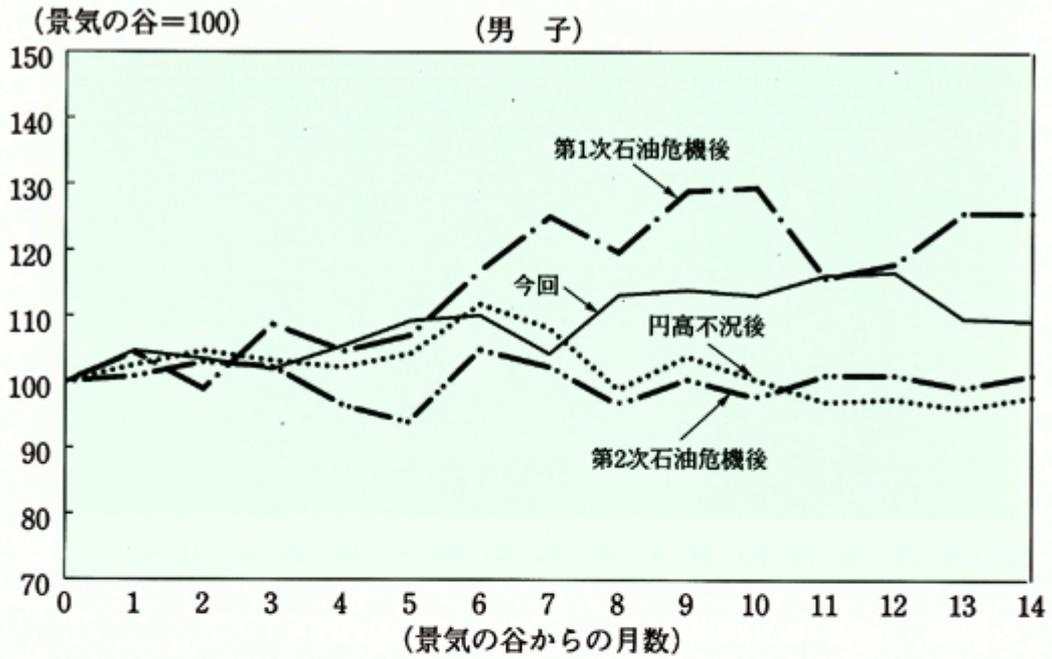
3) 就業者数はこれまでの景気回復局面とは異なって、今回は減少しており、完全失業率の上昇要因となっている。

すなわち、今回の景気回復局面において完全失業率が高水準のまま推移していることの要因としては、就業者数が減少していることが大きかったといえる。

なお、女子の完全失業率が今回男子に比べ早い時期に上昇が頭打ちになり、低下の動きを示したのは、労働力率の低下が大きかったためであるといえよう。

第18図 景気回復局面ごとの男女別完全失業率の推移

第18図 景気回復局面ごとの男女別完全失業率の推移 (季節調整値)

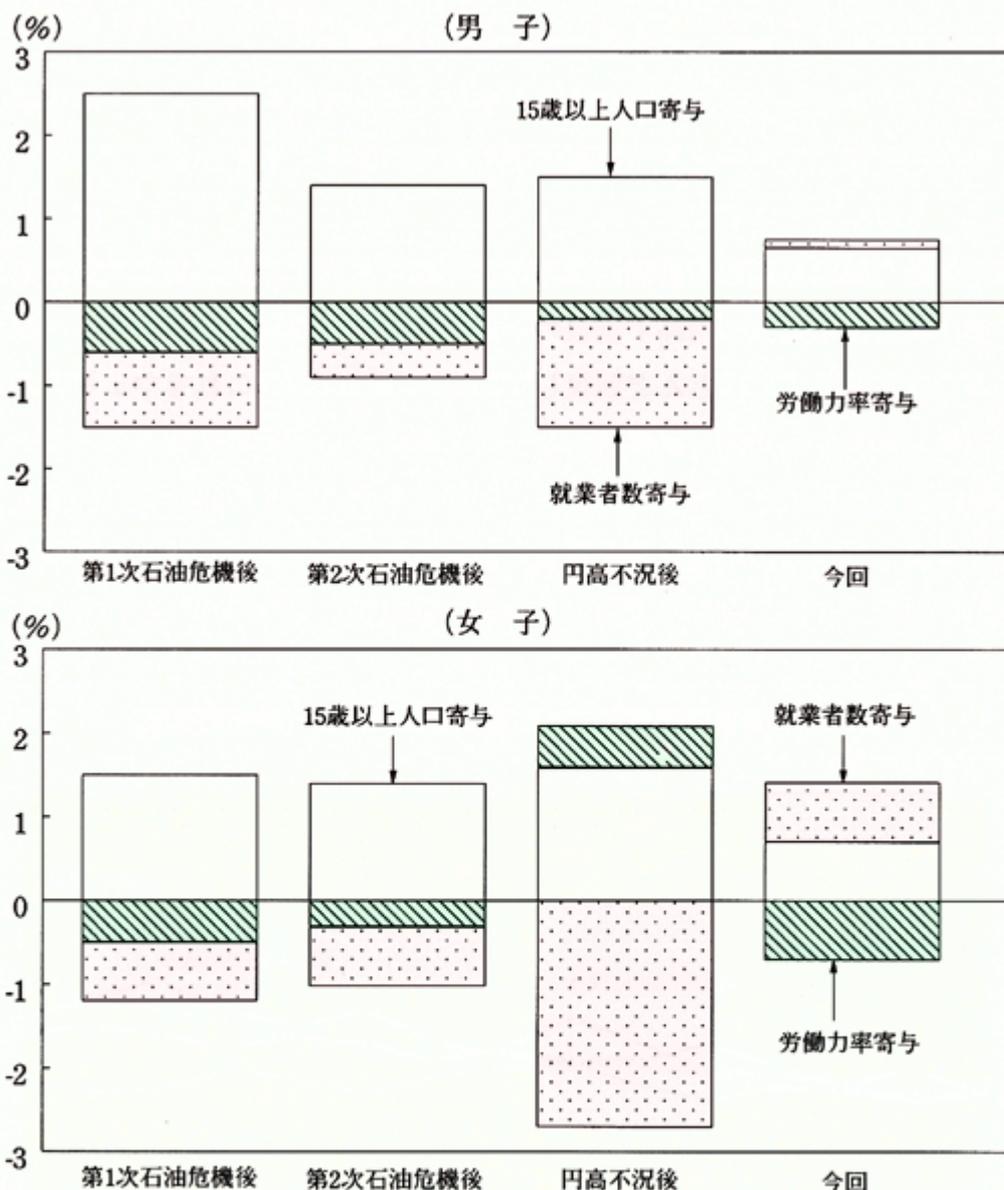


資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

(注) 各景気回復局面については第12図と同じ。

第19図 景気回復局面ごとの景気の谷とその14か月目の完全失業率の変化の要因分解

第19図 景気回復局面ごとの景気の谷とその14か月目の完全失業率の変化の要因分解



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

(注) 1) 要因分解については以下のとおり。

$$u = \frac{nr - s}{nr} \text{ より}$$

$$\Delta u = \underbrace{\frac{1-u}{n} \Delta n}_{15歳以上人口寄与} + \underbrace{\frac{1-u}{r} \Delta r}_{労働力率寄与} - \underbrace{\frac{1}{nr} \Delta s}_{就業者数寄与}$$

15歳以上人口寄与 労働力率寄与 就業者数寄与

u: 完全失業率 n: 15歳以上人口 r: 労働力率 s: 就業者数

2) 各景気回復局面については第12図と同じ。

第I部 平成6年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用・失業の動向

第5節 雇用情勢の過去の景気回復期との比較

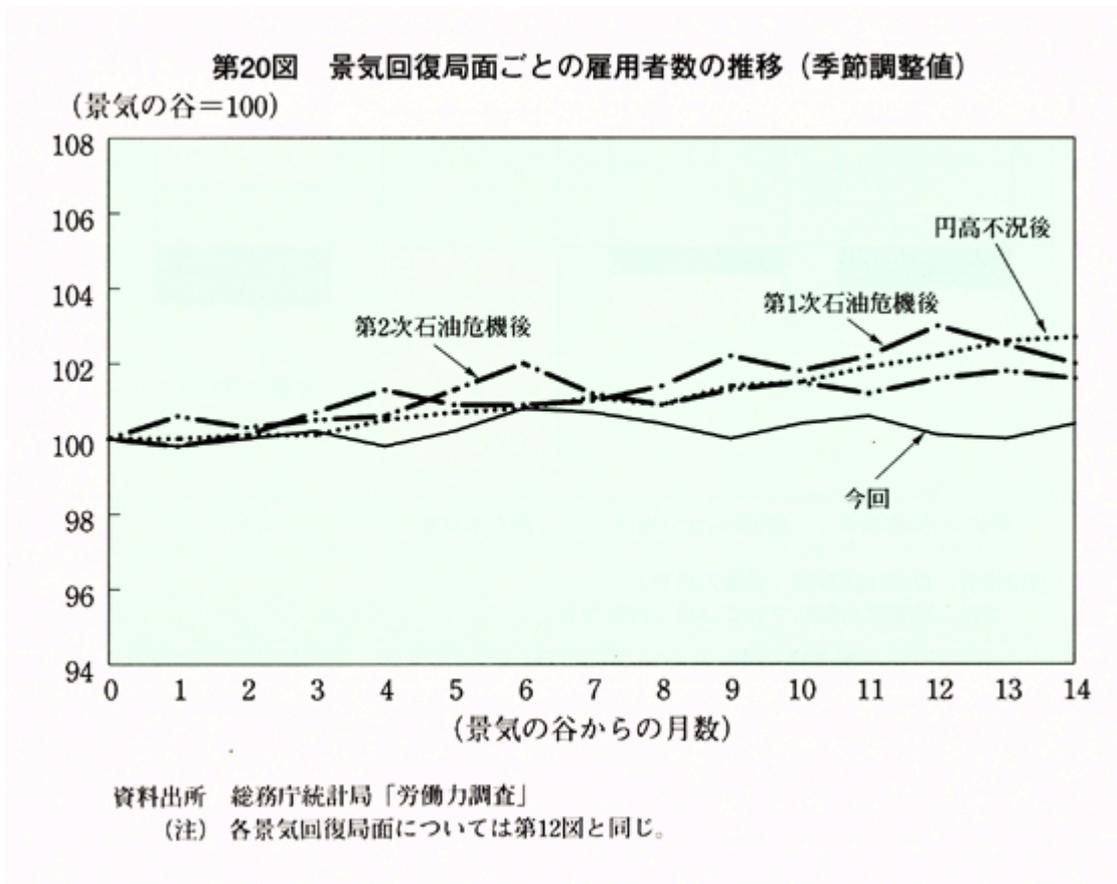
2) 雇用需要の低迷の背景

(製造業と卸売・小売業、飲食店で特に弱い雇用需要)

以上にみてきたように、今回有効求人倍率や完全失業率の改善テンポが緩慢なものにとどまっている大きな要因は雇用需要の弱さにある。そこでこの点についてみていくことにする。

雇用者数の動向を過去の景気回復局面と比較すると、今回は第1次石油危機後、第2次石油危機後、円高不況後のいずれよりも回復のテンポが遅く、景気の谷から14か月目でもほとんど回復していない(第20図)。これをウェイトの高い製造業、卸売・小売業、飲食店、サービス業についてそれぞれみると、製造業ではこれまでとは大きく異なり、今回は景気の谷から14か月目に至るまで減少基調で推移し、その水準を景気の谷の水準と比べると、これまでは上回ったのに対し、今回は大きく下回っている(第21図)。

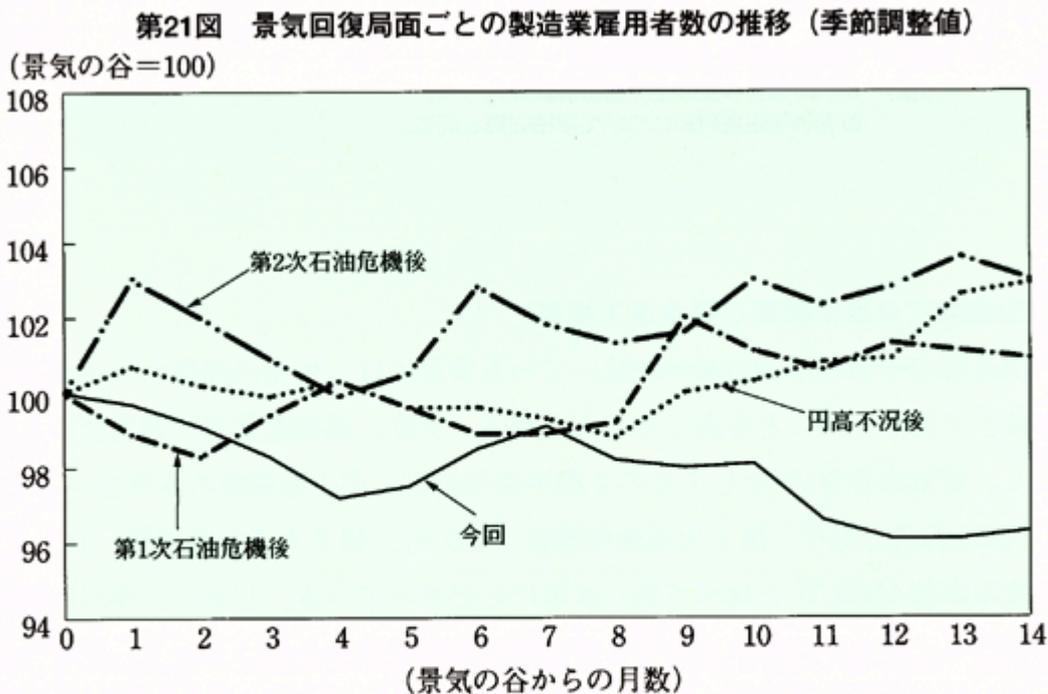
第20図 景気回復局面ごとの雇用者数の推移



また、これまでは比較的早期に増加に転じ、その後も大きな増加を示してきた卸売・小売業、飲食店、サービス業についてみると、今回、卸売・小売業、飲食店でこれまでと異なる動きがみられる。すなわち、景気の谷

から6か月目までは過去と同様の動きがみられたものの、その後はむしろ急激な減少に転じ、14か月目においても景気の谷の水準を下回っている(第22図)。一方、サービス業では、今回は回復への転換が遅く、当初は回復のテンポも緩やかなものであったが、徐々にそのテンポを増し、14か月目の水準としては円高不況後と同程度にまで回復している(第23図)。このように、今回の景気回復局面の雇用者数の動向については、特に製造業と卸売・小売業、飲食店での雇用者の減少が目立っている。

第21図 景気回復局面ごとの製造業雇用者数の推移

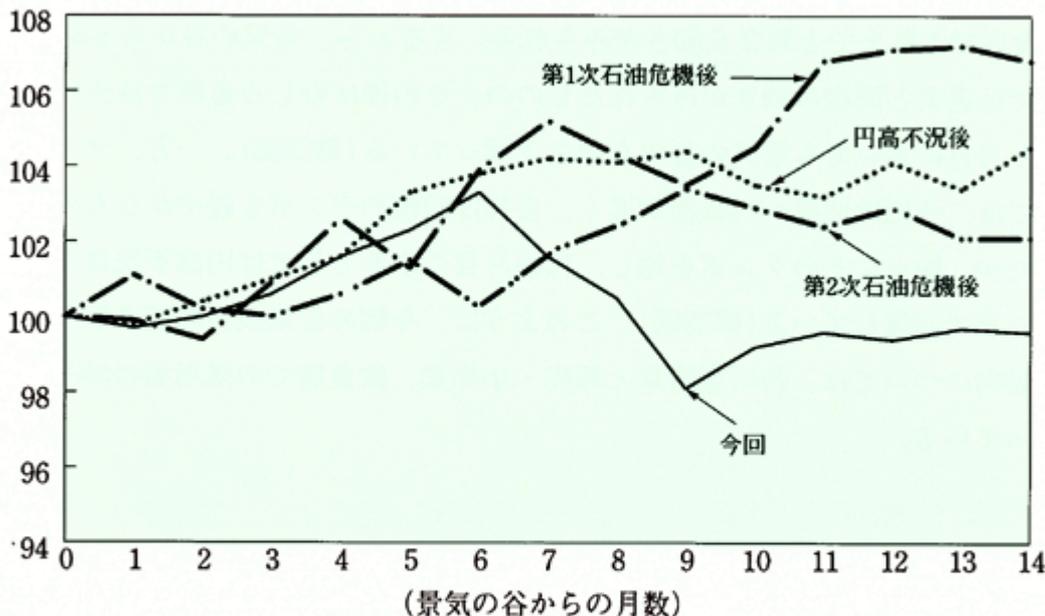


資料出所 総務庁統計局「労働力調査」
(注) 1) 季節調整は労働省労働経済課で行った。
2) 各景気回復局面については第12図と同じ。

第22図 景気回復局面ごとの卸売・小売業、飲食店雇用者数の推移

第22図 景気回復局面ごとの卸売・小売業、飲食店雇用者数の推移 (季節調整値)

(景気の谷=100)



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

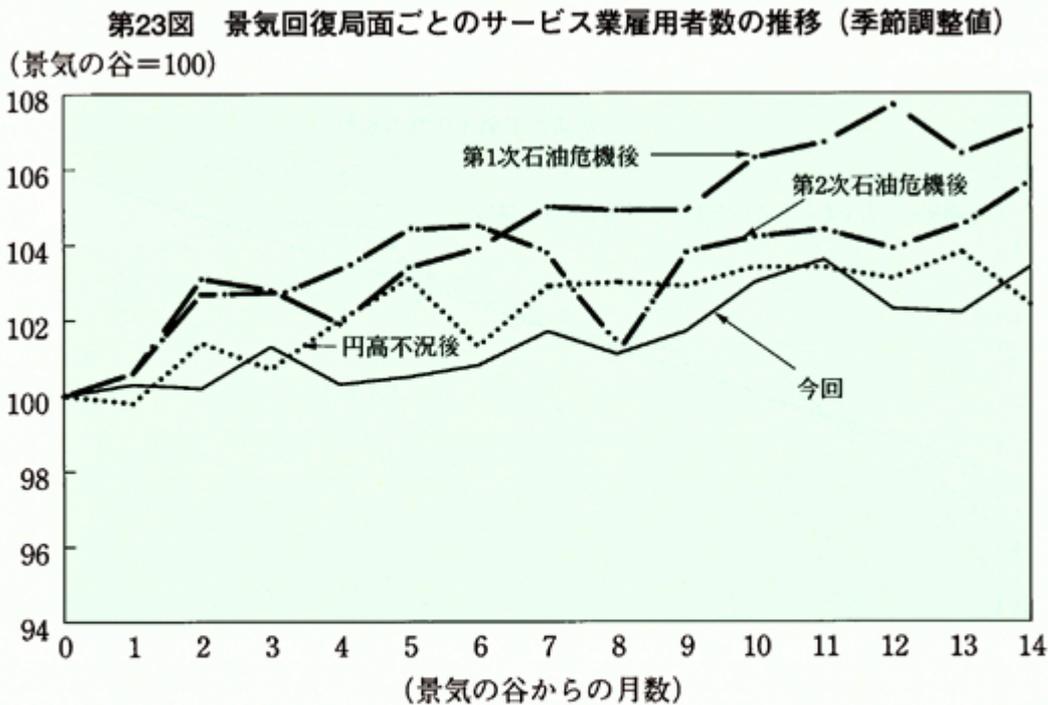
(注) 1) 季節調整は労働省労働経済課で行った。

2) 各景気回復局面については第12図と同じ。

(製造業では雇用保蔵が高水準で推移)

製造業で今回雇用者の減少が続いている背景には、生産の回復テンポが過去と比べて弱かつたこともあったとみられる。実際、通商産業省「通産統計」により、景気の谷を100としてその4四半期後の鉱工業生産指数の水準をみると、今回は106.2であり、第1次石油危機後(109.0)、第2次石油危機後(109.8)、円高不況後(108.1)と比べて低い水準にとどまっている。しかし、今回は緩やかとはいえ生産が回復する中でも製造業雇用者が減少を続けており、生産の回復のテンポの違いだけでは説明しきれないように見受けられる。また、日本銀行「主要企業短期経済観測調査」によっても、業況判断D.J.(製造業)については生産の回復に伴い景気の谷から急速に回復をしているのに対し、雇用人員判断D.J.(製造業)については、景気の谷から4四半期を過ぎても、第2次石油危機後、円高不況後のピークを上回るかあるいは同程度の高い水準で推移しており、企業の雇用過剰感の改善は、業況判断の回復と比較して緩慢である。

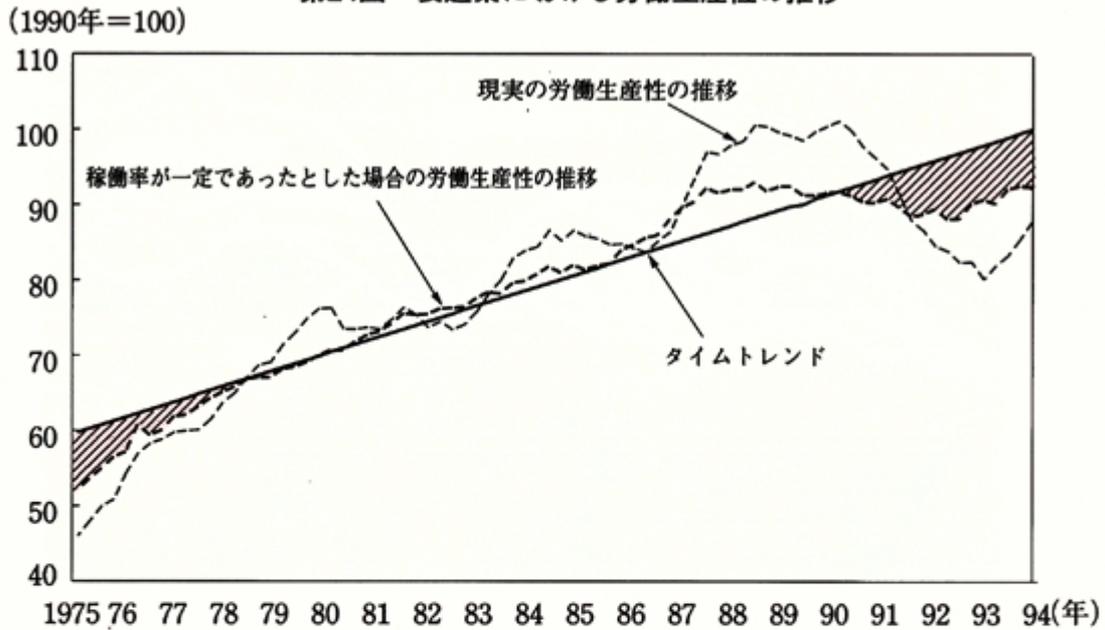
第23図 景気回復局面ごとのサービス業雇用者数の推移



このように製造業において雇用過剰感が高い背景について、企業内での「雇用保蔵」(景気変動に伴う生産の減少下にあっても労働密度を低下させ企業内の雇用を維持すること)という観点から検討してみると、今回の景気回復期には企業の雇用保蔵が過去と比べても大きかったという特徴がある(第24図)。これは一面では、今回の景気後退下での大きな生産の減少にもかかわらず、企業が雇用維持に努力した結果であり、失業の抑制にも役立ったものと評価できる。しかし他方、これは、後でみるように、企業の人件費比率の上昇をもたらして、企業収益の大きな圧迫要因となっているとともに、雇用を増やすことなく生産を増加できる労働力面での余裕を生み出し、景気回復局面に入っても雇用需要を弱含みにさせている要因ともなっていると考えられる。

第24図 製造業における労働生産性の推移

第24図 製造業における労働生産性の推移



資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」、大蔵省「法人企業統計季報」、通商産業省「通産統計」から労働省労働経済課にて推計

(注) 上図は、四半記ごとの数値であり、推計方法については以下のとおり。

- 現実の労働生産性 $p = x / (e \cdot h)$
- 稼働率が一定であったとした場合の労働生産性 $\bar{p} = p \cdot (\bar{s} / s)^{1-\alpha}$
- x:生産 e:常用雇用 h:総実労働時間 s:稼働率 p:労働生産性
- \bar{p} :稼働率が一定であったとした場合の労働生産性
- \bar{s} :1975年～1994年における稼働率の平均値
- α :1975年～1994年における労働分配率の平均値

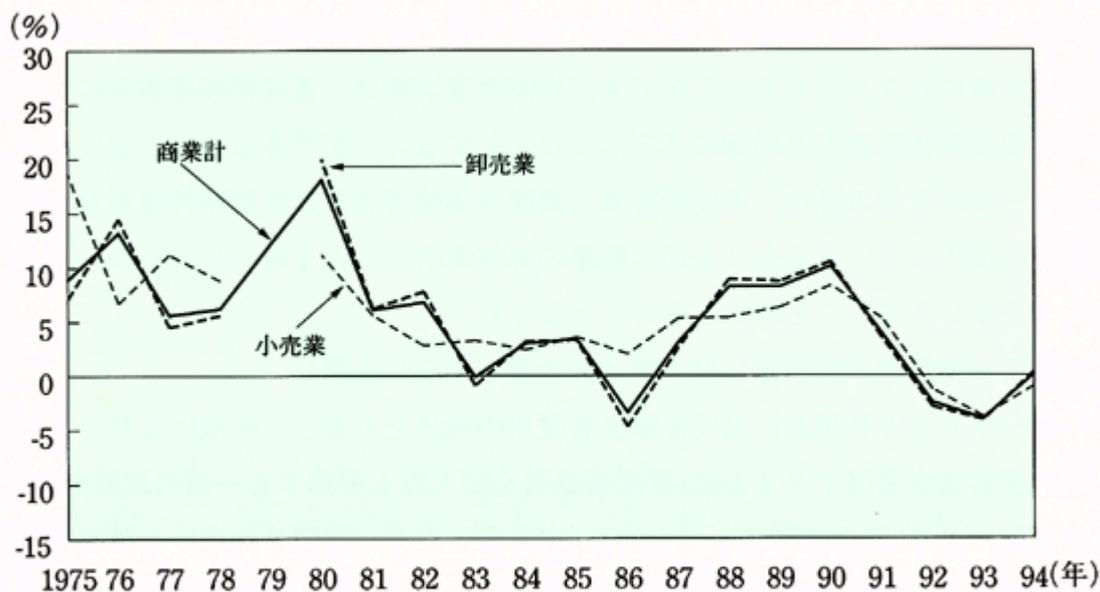
(業況の悪化と構造変化の影響が大きい卸売・小売業,飲食店雇用者)

卸売・小売業,飲食店の雇用者については,まずその背景として商業活動の状況について,商業販売額の推移を通商産業省「商業動態統計調査」によりみてみよう。卸売業の販売額は,これまでもほぼ景気循環と連動した動きを示し,過去にも第2次石油危機期(1983年),円高不況期(1986年)には前年比で減少したが,その翌年には増加に転じていた。また小売業の販売額については,景気後退期にも前年比で減少を示すことはなかった。これに対し,今回では,卸売業販売額が1992年,1993年と初めて2年連続で前年比で減少となり,また,1994年についてもその回復度合いは極めて小さい。また,小売業については,1992年に初めて前年比で減少となり,1993年,1994年と引き続き減少が続いている。このように,今回の景気後退から景気回復局面を通じてこれまでになく商業活動の低迷が顕著となっており,このことが卸売・小売業,飲食店における雇用の伸び悩みの大きな要因となっているものとみられる(第25図)。

こうした商業活動全体の低迷に加えて,商業内部の構造変化も雇用面に大きな影響を及ぼしている可能性がある。後の第II部第2章第1節でみるように,卸売業,小売業ともに近年法人商店の構成比が高まってきており,個人営業の店舗数が減少している。このことは先にみた卸売・小売業,飲食店の自営業主,家族従業者の減少の背景になっていると考えられる。また業態別に小売業の商店数の推移を通商産業省「商業統計調査」でみると,コンビニエンスストアや専門スーパーといった新業態で近年大きな伸び率を示しているとともに,従来型の「その他の商品小売店」が減少を続けている。

第25図 業種別商業販売額の推移

第25図 業種別商業販売額の推移（前年比）



資料出所 通商産業省「商業動態統計調査」

(注) 卸売業、小売業については、1978年以前とそれ以降では産業分類改訂により
接続しない。

こうした中で、後にみるように、近年、流通の合理化、短縮化が進みつつある。「労働力調査」により、1991年から1994年までの雇用者数の変化をみると、小売業、飲食店では各年とも前年差20万人前後の増加を示しているのに対し、卸売業については、1991年に対して1994年は11万人減と減少しておりこのような流通面の構造変化が雇用面に大きな影響を及ぼしている。

第I部 平成6年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用・失業の動向

第6節 障害者雇用の現状

(障害者雇用対策と身体障害者雇用率制度)

就職に当たってハンディキャップを持つ障害者の雇用対策については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障害者の雇用の促進及び雇用の安定のための施策を実施しているところである。同法では、身体障害者雇用率制度により、事業主は一定の率以上の身体障害者を雇用しなくてはならないこととされており、一般の民間企業は1.6%以上、民間企業のうち一定の特殊法人は1.9%以上、国、地方公共団体の非現業的機関は2.0%、現業的機関は1.9%以上の身体障害者を雇用しなければならない。

身体障害者雇用率制度の適用に当たっては、重度身体障害者についてはその1人をもつて身体障害者2人として取り扱うこと(ダブルカウント)ができる。

また、精神薄弱者の雇用についても、1988年度(昭和63年度)以降、身体障害者と同様にカウントすることができ、1993年度以降は、重度精神薄弱者についても重度身体障害者と同様にダブルカウントすることができることとなった。

また、1993年度以降は、重度障害者(重度身体障害者及び重度精神薄弱者)を短時間雇用している場合にも通常勤務の身体障害者1人を雇用しているとみなしてカウントすることができることとなった。

(障害者実雇用率は昨年に引き続き大企業を中心に上昇)

1994年6月1日現在における障害者雇用の現状をみると、同法により1人以上の障害者を雇用すべき企業(常用労働者を63人以上雇用する一般の民間企業)は、前年より725企業増加して5万4,414企業となり、雇用されている障害者数は前年より4,363人増加して24万5,348人となった。また、雇用されている障害者数の増加率は前年比1.8%増となり、1993年の同4.9%増と比べて伸びが鈍化した。しかし、景気後退の長期化から常用労働者数の増加率も1993年の同1.2%増から同0.0%増にまで低下しており、障害者雇用は着実に改善しているといえる。実雇用率(雇用されている障害者数/常用労働者数)をみると、1994年には1.44%(前年1.41%)と過去最高の水準となった。これを企業規模別にみると、300人以上規模で1993年を上回っているが、特に、1,000人以上の大企業での上昇ポイントが大きくなっており、大企業中心に実雇用率が改善する動きは1991年以降続いている。一方、雇用率未達成企業の割合をみると、1994年には49.6%と前年(48.6%)に比べ上昇した。これを企業規模別にみると、500人以上規模では低下しているものの、500人未満の規模では上昇しており、景気後退が長期化した中で、中小企業での障害者雇用について厳しさが出てきていることがうかがわれる。ただし、実雇用率の水準を企業規模別にみると、依然として規模の大きい企業の方が規模の小さい企業に比べて低くなっており、63~99人規模を除いて、すべての規模で法定雇用率の1.6%を下回っている。法定雇用率の未達成企業の割合でも規模の大きい企業の方が高く、1,000人以上では74.9%となっている。最も低い63~99人においても44.4%が法定雇用率を達成しておらず、今後も障害者雇用に積極的に取り組み、実雇用率を引き続き引き上げていくよう企業が努力していくことが求められている(付属統計表第6表)。

第I部 平成6年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用・失業の動向

第7節 外国人労働者の動向及び外国人労働者問題等への取組み

1) 外国人労働者の動向

(再び増加に転じた就労目的新規入国外国人)

企業の国際活動の活発化に伴い、我が国経済の世界経済との結びつきは一段と強まってきている。それにより日本法人の海外での経済活動や日本人の海外赴任が増加する一方、外国人労働者の日本への入国、在留も傾向的に増加してきている。また、合法的な就労者のほかに、不法就労を目的に不法入国・不法上陸する者、在留期間を超えて不法残留の上、不法就労活動に従事する者、あるいは許可なく資格外活動を行う者も傾向的に増加している。

外国人の入国状況を法務省「出入国管理統計年報」でみると、1994年(平成6年)における就労目的新規入国外国人(外交・公用活動者を除く)は11万1,665人となつている。これを1989年の出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という)の改正以降の動きについてみてみると、1989年の7万1,978人から1991年の11万3,599人まで急速に増加したが、1992年には前年比4.8%減と減少に転じ、1993年同10.2%減の後、1994年同15.0%増となった。これらの者の在留資格(1989年の改正後の入管法に基づく在留資格)をみると、「興行」(9万562人、構成比81.1%)が大半を占め、「人文知識・国際業務」(5,198人、構成比4.7%)、「技術」(3,194人、構成比2.9%)、「企業内転勤」(3,076人、構成比2.8%)がこれに次いでいる。

就労目的以外の新規入国外国人のうち、「留学」(大学若しくは専修学校専門課程、高等専門学校等において教育を受ける者)が1993年の1万722人から1994年は1万337人となった。「就学」(高校若しくは各種学校等又はこれに準ずる教育機関において教育を受ける者)は1987年の1万3,915人から1988年の3万5,107人へと大幅な伸びを示した後、日本語教育機関の適正化等により1989年には1万8,183人へと減少し、1993年1万8,127人、1994年1万1,947人となった。これらの在留資格の者は、資格外活動の許可を得れば、本来の在留活動を阻害しない範囲内で学費その他の必要経費を補うためのアルバイトとして就労することができる。

(外国人雇用事業所の把握が進む)

外国人労働者の雇用状況の把握については、外国人労働者を直接に雇用している(以下「直接雇用」という)か、または外国人労働者が請負などにより事業所内で就労している(以下「間接雇用」という)事業所が年1回、6月1日現在の外国人労働者の雇用状況を所轄の公共職業安定所長に報告する外国人雇用状況報告制度が、1993年度より実施されている。

今回(1994年度)の報告結果によると、報告を行つた事業所は全体で1万4,277所、外国人労働者の延べ人数は13万30人であった。このうち直接雇用については、事業所数は1万2,915所、外国人労働者数は9万3,775人であり、事業所数は前回(1993年度)より11.1%増加し、外国人労働者数は前回よりも2.9%減少した。

直接雇用の外国人労働者は男女別には男性6万1,427人(65.5%)、女性3万2,348人(34.5%)となっており、出身地別には中南米が5万6,259人(60.0%)と最も多く、次いで東アジアが1万7,383人(18.5%)、北米が6,988人(7.5%)となっており、前回と比べ東アジア等で増加している一方で、中南米が大幅に減少している。

就労目的別にみると、一般労働者が8万4,399人と9割を占め、留学生・就学生のアルバイトは1割弱となっているが、前回と比べ一般労働者のうち日系人が大幅に減少している。

職種別にみると、生産工程作業員が5万5,403人(59.1%)と最も多く、次いで専門・技術・管理職が1万5,917人(17.0%)、販売・調理・給仕・接客員が7,358人(7.8%)となっており、前回と比べ専門・技術・管理職などが増加している一方で、生産工程作業員が大幅に減少している。

産業別に事業所数、労働者数をみると、製造業の事業所数、外国人労働者数が最も多く、6,645所(51.5%)、5万6,980人(60.8%)、次いでサービス業が2,907所(22.5%)、2万161人(21.5%)、卸売・小売業、飲食店が1,895所(14.7%)、8,100人(8.6%)であり、事業所数、外国人労働者数とも、これら上位3産業で全体の約9割を占めている。前回と比べ、外国人労働者数は建設業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、サービス業などで増加している一方、製造業で大幅に減少している(付属統計表第7表)。

事業所規模別には、50～99人規模と100～299人規模の事業所で、事業所数、労働者数共に全体の6割弱を占めている。前回と比べ、1～4人規模から100～299人規模の事業所では、事業所数はいずれも増加し、外国人労働者数も1～4人規模を除いて増加しているのに対し、300～499人規模から1,000人以上規模の事業所では、事業所数は微増しているものの、外国人労働者数はいずれも減少し、特に1,000人以上規模で大幅に減少している。

また、外国人労働者数を事業所数で除した1事業所当たりの外国人労働者数は、全体平均では、前回は8.3人であったものが、今回は7.3人に減少した。事業所規模別には、全ての規模の事業所において前回より減少しているが、特に1,000人以上規模で、18.3人から12.9人へと大きく減少しているのが目立っている。

間接雇用の事業所については、2,397事業所(直接雇用と間接雇用の双方の形態を有する事業所と間接雇用のみの事業所が含まれる)から報告を受け、間接雇用の外国人労働者数は3万6,255人であった。産業別には、製造業が最も多く1,779所(74.2%)、3万1,097人(85.8%)、次いでサービス業が310所(12.9%)、2,049人(5.7%)でこの2産業で全体の約9割を占める。事業所規模別には直接雇用と同様に50～99人規模と100～299人規模の事業所で、事業所数、労働者数共に全体の6割前後を占めており、1事業所当たりの外国人労働者は15.1人となっている。

地域別の直接雇用の事業所数、外国人労働者数については、都道府県別には事業所数及び外国人労働者数ともに、東京都、愛知県、大阪府、神奈川県、静岡県の5都府県で全体の5割強を占め、日系人労働者数については、静岡県、愛知県、神奈川県、長野県、岐阜県の5県で全日系人労働者数の5割強を占めるなど、地域による外国人労働者の偏りがみられる。

(不法就労者の現況)

我が国と近隣諸国間の経済水準の格差や円高の定着等を背景として、我が国で不法に就労する者も傾向的に増加している。入管法は、1989年の改正でいわゆる不法就労助長罪を新設しており、1)事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者、2)外国人に不法就労活動をさせるためにその外国人を自己の支配下に置いた者、3)業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又は2)の行為に関しあつせんした者、のいずれかに該当する者に対して罰則規定を設けている。また不法就労活動とは、1)資格外活動(例えば、在留資格が「短期滞在」、「留学」や「就学」の者が資格外活動の許可を受けることなく、または資格外活動を許可された範囲を越えて報酬を受ける活動等に従事する場合がこれに当たる)、並びに2)不法残留者(例えば、在留資格が「短期滞在」の者や特例上陸許可を受けて上陸した者が、許可された在留期間又は上陸許可期間が過ぎても出国せずに本邦に留まる場合がこれにあたる)、3)不法入国者及び4)不法上陸者(特例上陸許可を受けることなく上陸した者を含む)が行う報酬その他の収入を伴う活動をいうものとしている。1994年中に法務省入国管理局により退去強制手続を執った者のうち不法就労活動が認められた者の数(上記1)から4)までの計)は5万9,352人(前年比7.8%減)であった。

このような不法就労者のかなり多くの部分は「短期滞在」の在留資格で入国し在留期間が過ぎても我が国に留まり就労している者とみられる。法務省入国管理局の推計により、不法残留者数の推移をみると、1990年(7月1日現在)の10万6,497人から1993年(5月1日現在)の29万8,646人まで増加を続けてきたが、1993年(11月1日現在)には29万6,751人と、6が月前に比べて減少に転じた。1994年に入って、5月1日現在で29万3,800人、11月1日現在で28万8,092人とさらに減少しており、不法就労者の増加にも最近では歯止めがかかってきているものとみられる。

不法残留者を国籍別にみると、1994年11月1日現在で、タイ(16.3%)、韓国(15.6%)、中国(13.7%)、フィリピン(13.3%)がらの者が多く、この4が国で全体の58.9%を占めている。また、1993年11月1日現在から1994年

11月1日現在までの動きをみると、韓国(3,892人増)、中国(3,255人増)、ペルー(2,653人増)、フィリピン(2,236人増)などでの不法残留者の増加が目立っている。

入管法違反により不法就労者として摘発された外国人の就労内容別構成比をみると、1994年においては、男子では建設作業員(39.2%)、工員(26.6%)が多く、女子ではホステス(38.4%)、工員(16.2%)が多い。また、男女別の構成比をみると、1987年まではホステスを中心として女子の割合が男子の割合を上回っていたが、1988年には男女の逆転がみられ、その後も女子の割合は低下して1990年には19.1%となった。しかし、1991年以降女子の割合は再び上昇しており、1994年には32.6%となった。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第I部 平成6年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用・失業の動向

第7節 外国人労働者の動向及び外国人労働者問題等への取組み

2) 外国人労働者問題に対する取組み

外国人労働者問題については、1992年7月に閣議決定された第7次雇用対策基本計画において「外国人労働者問題については、我が国の経済社会の活性化や国際化を図る観点から専門的・技術的分野の労働者は可能な限り受け入れることとし、我が国経済社会等の状況の変化に応じて在留資格に関する審査基準を見直すとともに、就労実態の把握に努め、雇用管理の援助、外国人求職者に対する職業紹介、相談などの雇用サービスの充実により受入れのための体制を整備する。(中略)いわゆる単純労働者の受入れについては、雇用機会の不足している高齢者等への圧迫、労働市場におけるあらたな二重構造の発生、景気変動に伴う外国人労働者の失業問題、新たな社会的費用の負担等我が国経済社会に広範な影響が懸念されるとともに、送出し国や外国人労働者本人にとっての影響も極めて大きいと予想されることから、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応する」とされている。

以上のような政府方針に基き、1)外国人労働者の雇用状況の把握、2)事業主等への指導・啓発、雇用管理援助等の推進、3)外国人求職者に対する適切な対応、4)不法就労に対する実効ある対処、を柱とする対策が講じられてきているところである。

外国人労働者の雇用状況の把握については、先に述べた様に1993年度から事業所ごとの外国人労働者の雇用状況について年1回定期的に報告を受ける「外国人雇用状況報告制度」を実施している。

事業主等への指導・啓発については、毎年6月の「外国人労働者問題啓発月間」を中心として広く啓発に努めているところである。また、雇用管理援助等の推進については、1993年5月に策定された「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善指導を進めているほか、1994年度より日系人雇用管理改善事業を実施している。

外国人求職者に対する対応として、主要公共職業安定所に通訳を配置した外国人雇用サービスコーナーを設置しており、1994年度には36所が設置されている。また、留学生及び専門・技術を有する外国人求職者に情報提供、職業紹介を行う「外国人雇用サービスセンター」を1993年10月に東京(飯田橋所)に開設した。さらに日系人の就労適正化に対しても、東京(上野所)及び愛知(名古屋中所)に日系人雇用サービスセンターを設置し、日系人に対する職業紹介、労働相談を実施するとともに、外務省との協力により1992年10月よりブラジル・サンパウロに現地相談窓口を設置し、日本で就労を希望する日系人に対し、雇用情報の提供、就職相談の実施を行っているところである。

また、不法就労への実効ある対処としては、事業主に対する是正指導を徹底するとともに、不法就労外国人対策等協議会を通じた関係行政機関との連携を図っているところである。

第I部 平成6年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用・失業の動向

第7節 外国人労働者の動向及び外国人労働者問題等への取組み

3) 技能実習制度の動向

開発途上国の「人づくり」への協力を目的として、1993年に「技能実習制度」が創設された。労働省では制度の創設と同時に策定された「技能実習制度推進事業運営基本方針」に基づき、その適正かつ円滑な実施を推進しているところである。

この制度の下で、1994年4月から12月までの間に研修成果の評価を受けることを希望した者は1,609人であり、また、技術、技能等が一定の水準に達したことなどの要件を満たし、研修に引き続き、雇用関係の下での技術、技能等の習得を開始した者は、1,562人であった。

これらの者の出身国をみると、中国が最も多く、以下インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナムと東アジアや東南アジアに集中している。
